

岐阜市 協働のまちづくり推進計画 2023-2027

市民がまちづくりの主権者である協働社会の実現



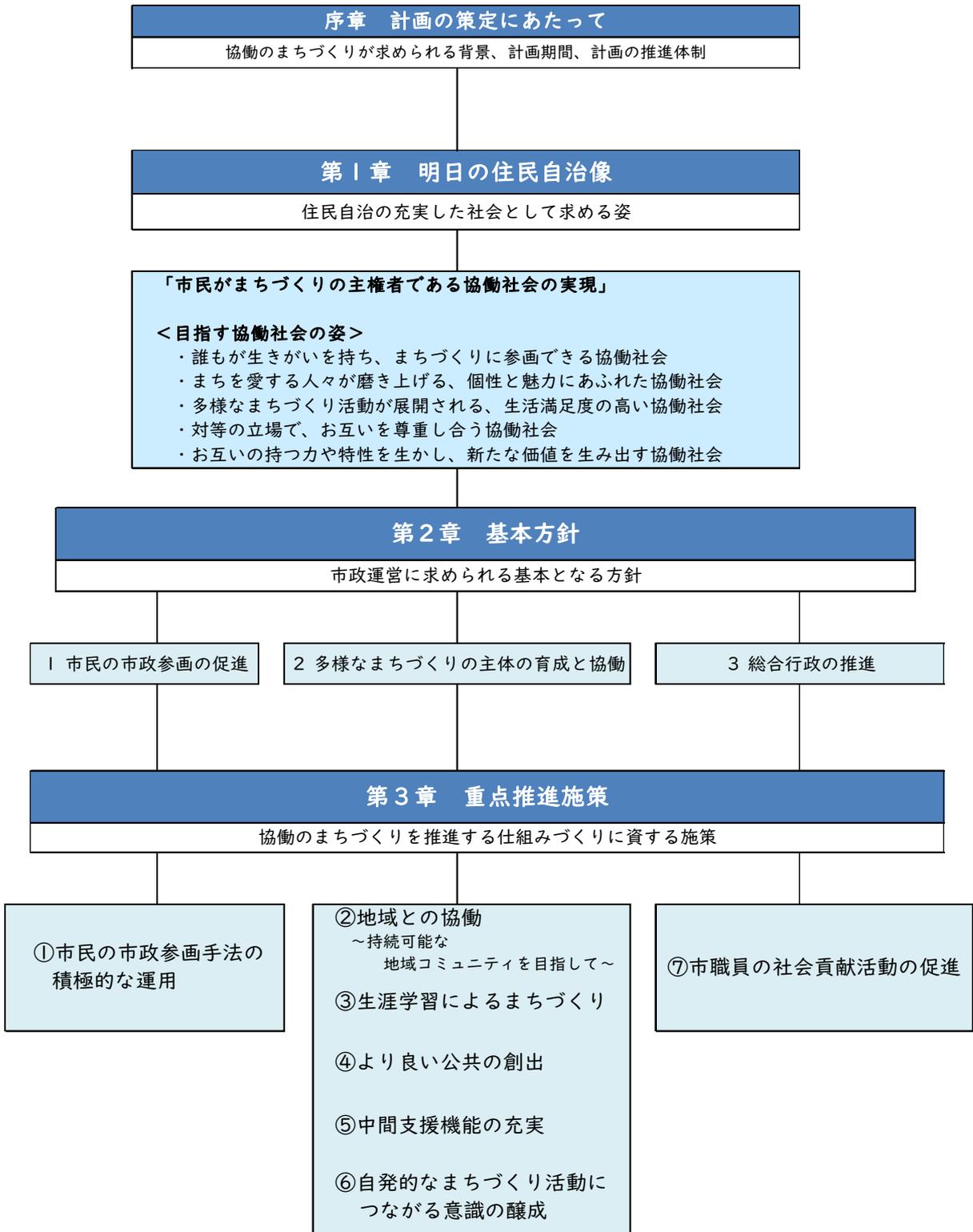
令和5年3月
岐阜市

目次

序章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画期間	7
3 計画の位置付けと推進体制	7
第1章 明日の住民自治像	8
1 明日の住民自治像	8
第2章 基本方針	10
1 市民の市政参画の促進	11
2 多様なまちづくりの主体の育成と協働	12
3 総合行政の推進	15
第3章 重点推進施策	17
1 重点推進施策についての基本的な考え方	17
2 重点推進施策の進捗管理	17
3 重点推進施策	18
資料編	49

<岐阜市協働のまちづくり推進計画 2023-2027 の全体構成イメージ>

岐阜市住民自治基本条例の基本理念である「市民はまちづくりの主権者である」を市政運営の基本とし、「明日の住民自治像～市民がまちづくりの主権者である協働社会の実現～」に向けて、本計画は以下のとおり構成されています。





計画の策定にあたって

I 計画策定の背景と趣旨

(1) 社会背景

我が国は、人口減少局面に入り、減少幅が年々増加しているとともに、総人口に占める65歳以上の割合が上昇し続けている一方、出生数は、6年連続で過去最少を更新しており、少子高齢化の傾向が進んでいます。また、人々のライフスタイルが変化中、価値観の多様化による人と人との繋がり希薄化といった課題もより大きくなっています。加えて、世界全体で目指すSDGsの達成や頻発・激甚化する災害等への対応、DXの推進、そして新型コロナウイルス感染症の拡大など、市民生活をとりまく状況は大きく変化しており、社会や地域の変化、実情に応じたまちづくりを進めるために、市民やNPOなどの様々な担い手と市の協働によるまちづくりの必然性が高まっています。

一方、協働のまちづくりの分野においては、行政から地域自治組織などの住民組織への権限移譲や、概ね小学校区などの区域内に住み、又は活動する個人、地縁型・属性型・目的型などのあらゆる団体等により構成された地域共同体が、地域の実情及び課題に応じて住民の福祉を増進するための取り組みを行う「小規模多機能自治」の動きがあります。

このような社会情勢の中、地域の課題をいち早く解決し、市民一人ひとりが岐阜市で暮らし、働き学ぶことに魅力と誇りを実感できるまちづくりを目指すためには、行政とともに市民、地域、市民活動団体といった多様な主体が適切な役割分担をしながら、新たな手法や取り組みを取り入れつつ、協働のまちづくりを進めていくことがますます重要となっています。

(2) 本市の現状

本市においても、全国的な傾向と同様に、人口減少、少子高齢化が進行しており（参考：表序-1）、地域コミュニティの根幹を成す自治会への加入率も漸減傾向にあります（参考：表序-2）。また、市民活動団体の状況をみると、様々な分野で、それぞれの持つ特性を生かした取り組みが期待されるNPO法人の数は、平成29年度以降減少傾向にあります（参考：表序-3）。

地域が抱える課題は多様化・複雑化してきており、市民と行政が力を合わせて地域

コミュニティを活性化し、持続可能で活力あるまちづくりを進めていかななくてはなりません。そこで、本市では、各種団体が連携を図りながら、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、自治会連合会を中心とした地域内の様々な活動団体、ボランティア団体、NPOなどの相互協力・ネットワークの仕組みであるまちづくり協議会の設立を進めており、令和4年11月末現在で、50地区のうち44地区に設立されています（参考：表序-4）。しかしながら、若い世代の地域活動への参加が少ない、担い手が不足しているなど、まちづくり協議会を運営する上での課題を抱えています。

このような中、協働のまちづくりにも資する取り組みとして、これまで永年にわたって積み重ねてきた歴史的な風土性や文化、先人たちの過去の記憶に敬意を払いながら、市民一人ひとりがこれからも岐阜の地で楽しく豊かに暮らし続けていくための原動力となる、人々の誇り・思い・心意気であるシビックプライドの醸成に取り組んでいます。

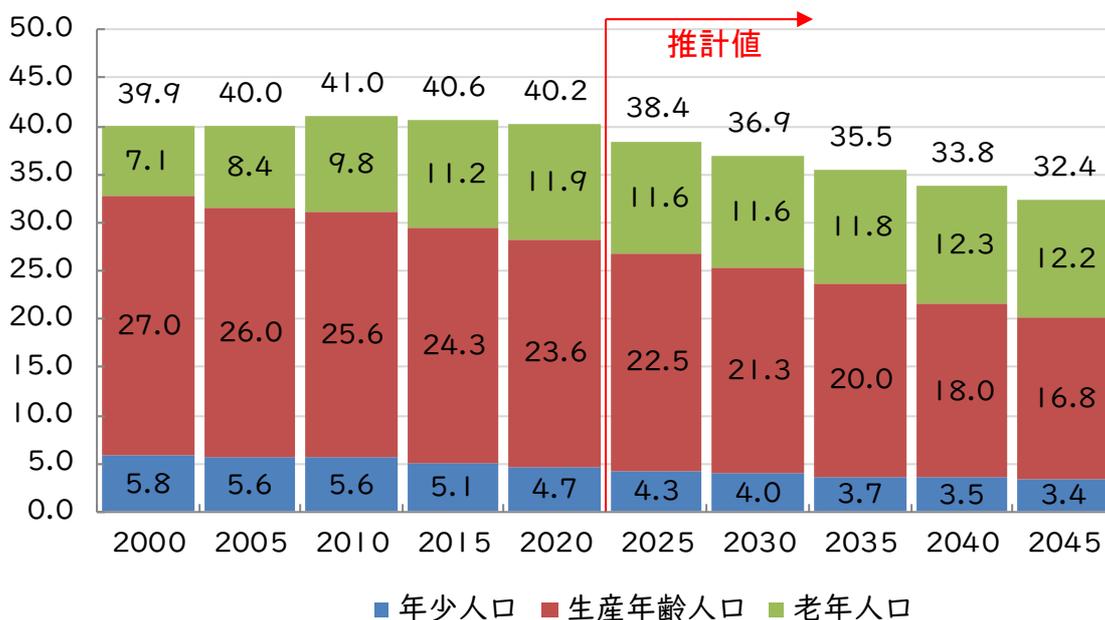
また、人口減少など従来からある課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活の変化により明らかになった、健康、教育、経済活動、人とのつながりなど様々な分野での課題に的確に対応するための新たなまちづくりの方向性が必要と考え、令和4年2月に「岐阜市未来のまちづくり構想※」を策定しました。

※「岐阜市未来のまちづくり構想」は2040年頃を見据えた、まちづくりの総合的な方針で、2022年度を始期とし、2040年頃の「将来像」と、それを実現するための「まちづくりの方向性」で構成しています。また、各分野別計画は、この構想に沿って、個別具体的な方針や施策・事業を示すこととなっています。



(表序-1) 岐阜市の総人口の推移と推計 (2000年~2045年)

(単位：万人)

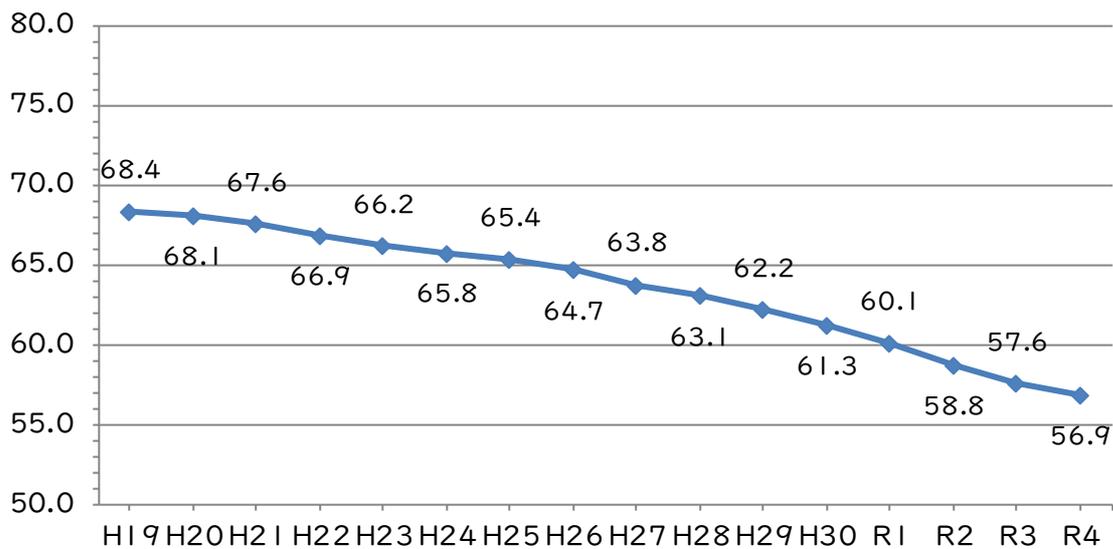


出典：2000年~2020年は、国勢調査
2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所

(表序-2) 岐阜市における自治会加入率の推移

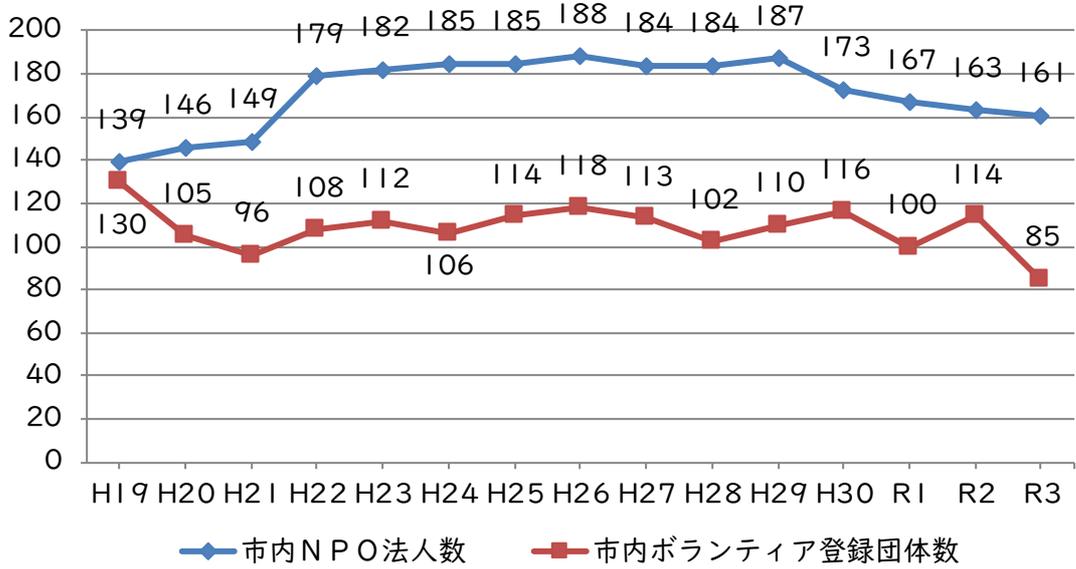
(各年度4月1日現在)

(単位：%)

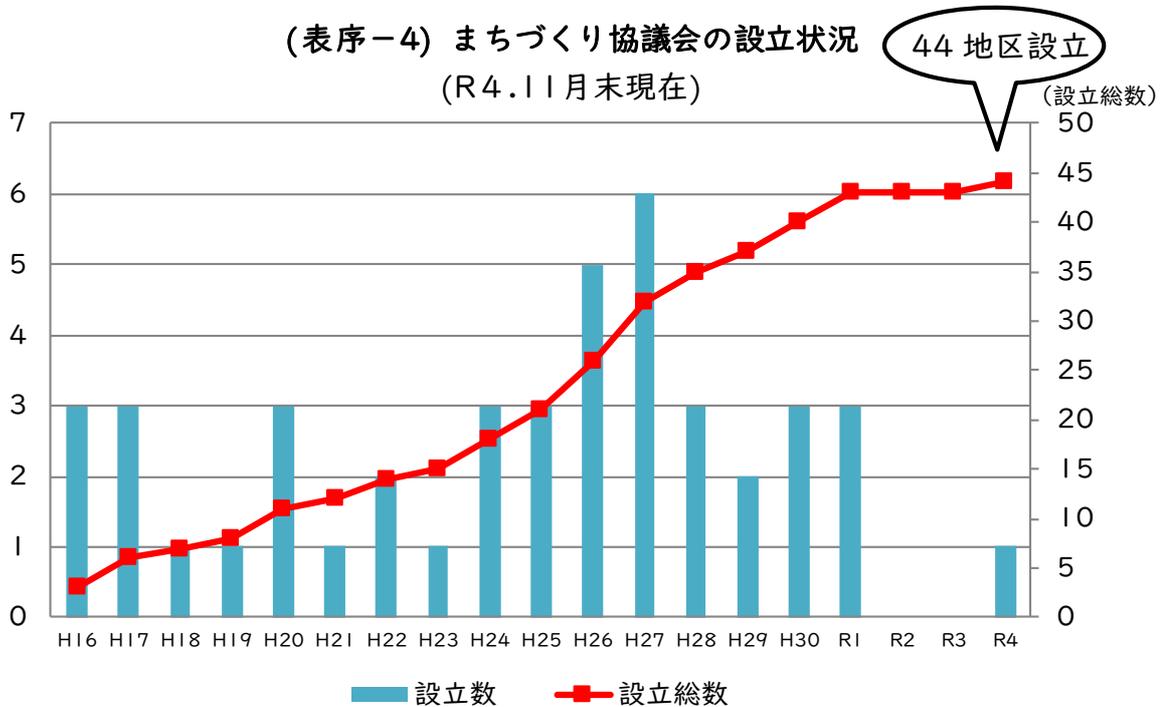


(表序-3) 岐阜市内のNPO法人とボランティア登録団体数の推移
(各年度3月31日現在)

(単位：団体)



(表序-4) まちづくり協議会の設立状況
(R4.11月末現在)



(3) 計画策定の経緯

「まちづくり」とは、市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものにするための取り組みすべてであり、市民一人ひとりが、まちづくりに関わっています。

本市では、まちづくりの基本となる住民自治の進展により、個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的に、「市民は、まちづくりの主権者である」を基本理念とする「岐阜市住民自治基本条例」を平成19年4月に施行しました。

その後、条例制定から10年以上が経過し、まちづくり協議会の設立が進む一方、人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化や価値観の多様化等による人々との繋がりの希薄化、自治会加入率の低下等、地域社会を取り巻く状況が大きく変化したことから、これらの点を踏まえ、自治会及びまちづくり協議会の役割と市民の役割、市の支援姿勢を明記するなど、一部改正した条例を平成31年4月1日に施行しました。

また、岐阜市住民自治基本条例の基本理念を職員や組織の隅々にまで浸透させ、市民と行政がまちづくりの思いを共有しながら協働のまちづくりの輪を広げていくため、平成20年3月に「協働型市政運営行動計画」（平成20年度～平成24年度）を策定し、平成25年3月には、第2期目の計画となる「協働のまちづくり推進計画」（平成25年度～平成29年度）を策定、さらに平成30年3月には、第3期目の計画となる「岐阜市協働のまちづくり推進計画 2018-2022」（平成30年度～令和4年度）を策定し、協働のまちづくりに取り組んできました。

(4) 「岐阜市協働のまちづくり推進計画2023-2027」策定の趣旨

これまでの計画における様々な取り組みにより、協働のまちづくりが進む一方で、まちづくりに参加している市民の割合や、まちづくりに関わりたいと思っている市民の割合は、十分に高いとは言えない状況（令和4年度市民意識調査より）であり、協働のまちづくりに対する市民意識の醸成を図る取り組みは非常に重要です。

また、人口減少、少子高齢化の進行による担い手不足といった従来からの課題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域活動の中止により、これまで以上に地域力の停滞が危惧される状況となりました。地域を活性化し、持続可能な地域コミュニティとしていくためには、地域コミュニティ全体が効率的・効果的に機能するよう支援することが必要です。

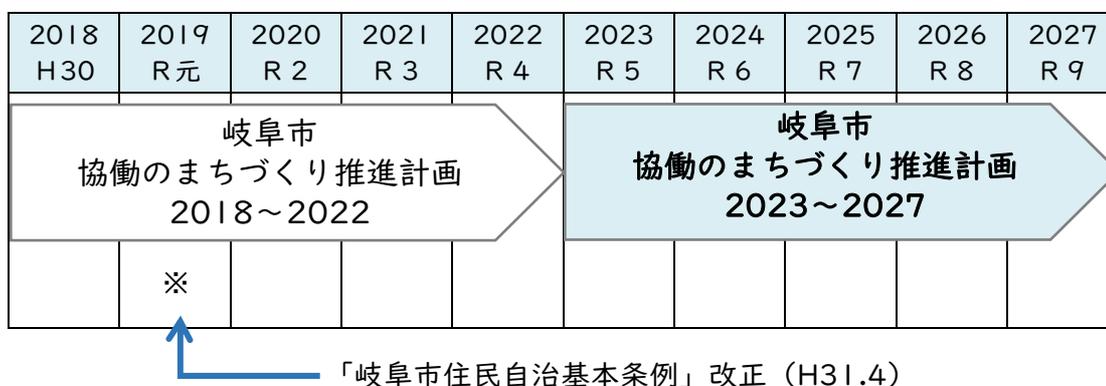
加えて、近年の頻発・激甚化する豪雨災害などの災害への対応や、新型コロナウイルス感染症拡大下の新しい生活様式における地域活動の観点から、災害時の共助につながる地域コミュニティの活動への支援や、地域コミュニティにおけるDXの推進へ

の支援も必要と考えられます。

様々な社会状況の変化に対応しつつ、これまでの取り組みを発展させ、協働のまちづくりを進めていくため、前計画を見直し、「岐阜市協働のまちづくり推進計画2023-2027」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画期間

本計画の計画期間は令和5（2023）年度からの5年間とし、5年ごとに見直していくこととします。なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況に合わせ、必要に応じ、本計画内容の見直しを図ります。



3 計画の位置付けと推進体制

岐阜市住民自治基本条例は、住民自治に係る市政運営の原則及び市民参画の基本的な制度について定めた条例であり、本市の各施策を展開するにあたっては、本条例の理念を反映させることとしています。本計画は、条例の理念を具現化する行動計画として位置付けられており、各部局の連携のもと、取り組みを進めていく必要があります。

本計画の推進にあたっては、市民に計画内容を広く周知し、協働のまちづくりをどのように進めていくのか市民とともに考えていく機会をつくっていきます。また、本計画の進捗状況について岐阜市住民自治推進審議会に報告して意見を聞くとともに、岐阜市市民との協働推進本部において、庁内の連携を図り、各分野の中間支援組織との連携のもと取り組みを進めていきます。



明日の住民自治像

1 明日の住民自治像

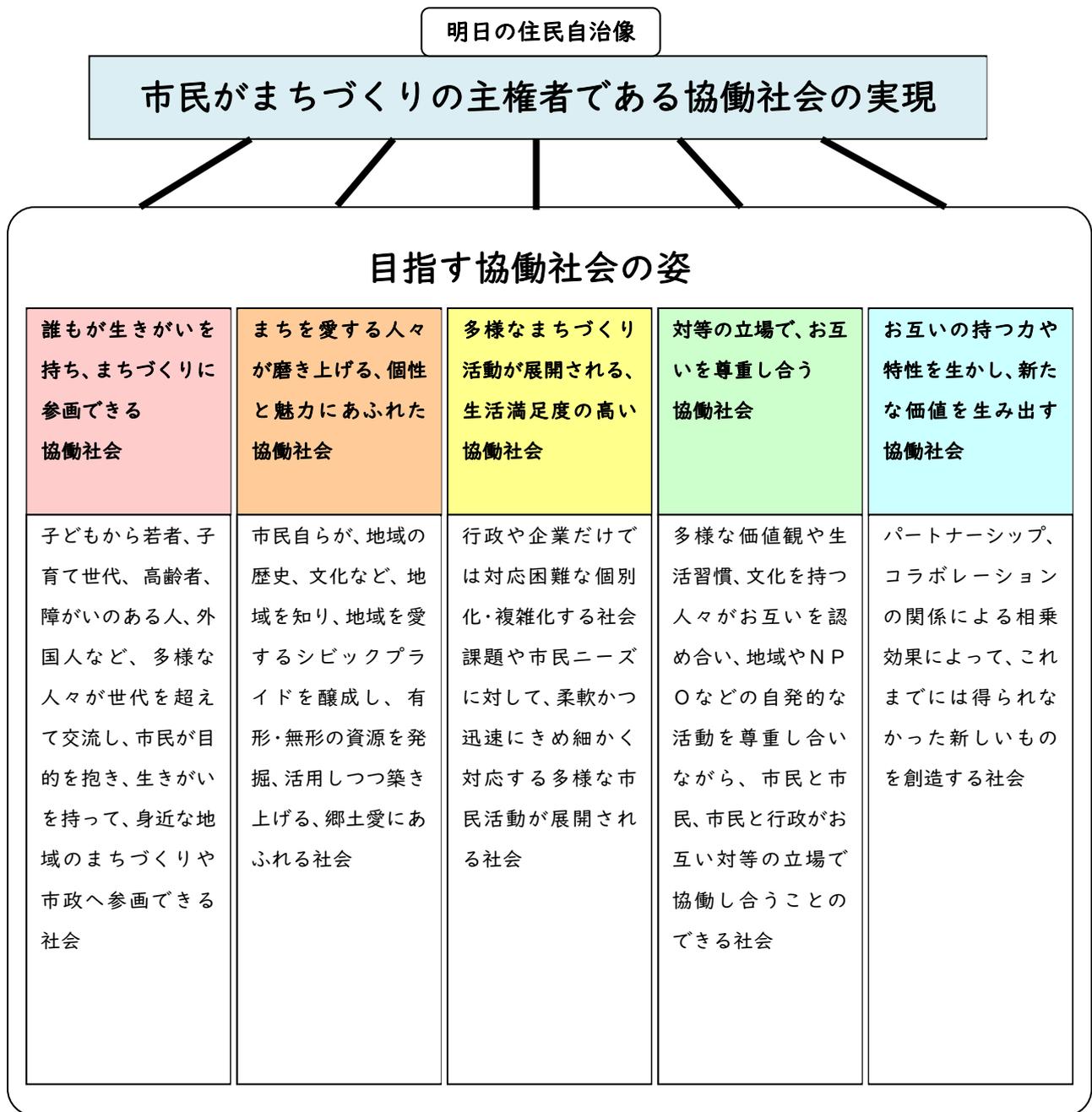
近年の人口減少と少子高齢化の進行、多様化・複雑化する市民ニーズ、ライフスタイルの変化、価値観の多様化による人と人との繋がりの希薄化など、従来からの社会構造が大きく様変わりし、地域コミュニティにあっては、自治会加入率の低下、地域を担う人材の不足など、取り巻く状況は引き続き厳しい状況です。

多様化する社会課題、新たな社会課題に柔軟にきめ細かく対応していくためには、市民・市民活動団体・企業・議会・行政などがお互いのアイデアや資源を持ち寄り、それぞれの特性を生かし、みんなで一緒にまちづくりを進めていくことが重要となってきます。市民と市民、市民と行政が協働して取り組み、あるいは役割分担することが必要であり、行政においては、自らが市政における役割を果たすとともに、まちづくりを担う市民活動の芽を見つけ、育み、支援する役割を果たすことが大切です。

私たちが生活しているまちを、より安全で住み良い、魅力あふれるまちにしたいという思いは、市民共通の願いです。協働という言葉は、地域や社会の課題解決のため、市民が相互に、または市民と行政がともに、それぞれが担うべき役割を果たしながら、お互いを認め合い、特性を生かし、協力して取り組むことを表しています。

本計画においては、住民自治の充実に向けて、市民と行政がともにまちづくりを担っていく社会を目指し、「明日の住民自治像」として、「市民がまちづくりの主権者である協働社会の実現」を掲げ、そのもとに5つの「目指す協働社会の姿」（次ページ）を描き、協働のまちづくり推進の基本姿勢としていきます。

明日の住民自治像・目指す協働社会の姿





基本方針

協働のまちづくりを推進する上で、市政運営に求められる3つの基本方針を定め、それぞれの方針を踏まえ、より効果的な事業のあり方を追求します。

1 市民の市政参画の促進

市政全般について、企画の各段階で、市民の持つアイデアや活力を反映するための仕組みを整備し、実施する。

2 多様なまちづくりの主体の育成と協働

多様化する社会課題や市民のニーズにきめ細かく対応し、市民の生活満足度の向上を図るため、地域を愛し地域をよく知る市民、社会的使命の達成を目的として活動する市民など、多様なまちづくりの主体を育成し、協働する。

3 総合行政の推進

市民に分かりやすい市政運営と、市民がまちづくりを進めやすい行政対応を図るとともに、市職員に求められる協働のまちづくりに必要な素養を習得する。

I 市民の市政参画の促進

住民自治の理念を具現化していくためには、市民の意見や提言を市政に反映させるための仕組みを充実させていかなければなりません。

そして、市の政策決定を行う過程に様々な形で市民の参画を得て、その意見を聴くとともに、市民が持つアイデアや活力を市政に取り入れて活用する仕組みを整備し実施するとともに、より市民に分かりやすく情報発信し、より良い政策の立案や効果的な事業の運営を図ることが大切です。

(1) 市政参画制度の充実について

市政の様々な分野において、市民のアイデアを生かすためには、市民が市に対して経常的に意見・提言できる仕組みづくりが必要であり、行政は、より多くの市民の意見や要望を把握し、市政に反映できる環境整備に努める必要があります。

(2) 広報・情報発信について

市民が市政に参画するためには、市政についての十分な情報が得られることが不可欠です。

そのため、広聴制度の充実を図りながら、市政についての情報を広報紙やホームページ、各種メディアを活用し積極的に分かりやすく発信する、また、地域等のまちづくり活動情報についても発信支援をすることで、まちづくりに対する市民の意識を高め、市民からの活発な意見が寄せられることが期待されます。

2 多様なまちづくりの主体の育成と協働

まちづくりの中で、市政が担っている部分は、全体の中ではごく一部に過ぎません。人口減少、少子高齢化の進行など社会構造が大幅に変化し、厳しい財政運営かつ行政規模の縮小が求められる中で、多様化・複雑化する社会課題や市民のニーズにきめ細かく対応し、市民満足度を高めていくには、多様なまちづくりの主体を育成し、市民のアイデアや活力を広くまちづくりの分野に反映させていくことが必要です。

行政においても、一定の公益性を担保しながら、課題解決の手法や技術を持ち、活動力や機動力のある市民との協働を図ることで、公益性・公平性を前提とする行政だけでは手の届きにくい課題に対し、助け合い意識や社会貢献意識を背景にした市民や地域コミュニティの主体的なまちづくり活動がこれを補完しています。これらの連携があつてこそ、明日の住民自治像・目指す協働社会の姿が展望されます。

市民と行政が協働して、まちづくりを行うための対等なパートナーとなるためには、お互いに市民活動に対する理解を深め、意識を高めることが重要です。また、行政は、市民が自ら課題を発見し、解決する、まちづくり活動の芽を育てていくための支援を促進していく必要があります。

(1) 地域との協働について

自治会をはじめ、地域の各種団体は、市民の身近な生活の場として住み良い地域社会を築くため、防災・環境・福祉・教育・景観などのあらゆる分野で重要な役割を果たしています。特に近年、大規模災害が多発する中、災害発生時の共助の観点からも地域コミュニティの果たす役割の重要性は高まっています。そのため、これまでの取り組みに加え、こうした災害対応や、新型コロナウイルス感染症拡大下の新しい生活様式における地域活動の観点からの支援も必要となります。

また、地域力の停滞が危惧される中、持続可能な地域コミュニティを目指し、地域コミュニティの組織運営や活動のあり方を見直し、負担軽減を図るなど、市民が参加するハードルを引き下げる仕組みや、これまで携わっていない人にも、地域活動に関心を持ってもらい、参加しやすくなる仕組みづくりが必要です。

加えて、まちづくり協議会は、地域の各課題に対応して住民主体のまちづくりを進める地域団体の相互協力・ネットワークの仕組みであるだけでなく、将来的には住民自治の核として地域コミュニティの重要な役割を担うことが期待されることから、まちづくり協議会の将来を見据えた取り組みも必要と考えられます。

(2) 生涯学習によるまちづくりについて

市民が、まちづくり活動をはじめとする様々な内容について意欲的に学び、生涯学習の成果がまちづくりに活用されていくことや、生涯学習を通じて地域の魅力を発見し、地域に対する愛着や誇りといったシビックプライドが醸成されていくことが重要です。生涯学習によるまちづくりを推進するにあたって、行政は、各種講座や研修など、市民が学ぶ機会の拡充に努めるとともに、市民の求める学習内容を的確に把握して、その充実を図る必要があります。

(3) NPOや企業との協働について

施策や事業のあり方について検討していく中で、地域をよく知る住民や専門性・機動性・柔軟性を生かしたNPO等と協働することで、効果的かつ効率的に実施できる事業があります。行政だけではきめ細かな公共サービスの提供に限界があることから、特定の社会課題の解決という目的を持ち組織されたNPO等目的型コミュニティにおいて、現在、様々な分野で活動が行われています。

多様化・複雑化する社会課題の解決に対応していくには、NPO等と行政が協働して公共サービスを担っていくことが大切です。また企業の社会貢献活動（CSR）の具体的な手段として情報を発信し、取り組みが広がるよう今後も呼びかけていきます。

引き続き、NPO等と行政との協働により、多様で幅広い分野の公益活動が生まれ、また、ボランティアなどを通じてより多くの市民が参画することが期待されます。

(4) 中間支援機能の充実について

市民活動を始めたい、発展させたいという市民や団体にとって、親しみやすく相談しやすい窓口が設けられていることは、協働のまちづくりを推進する上で、大きな意味を持ちます。

市民から相談を持ちかけたり、情報提供を依頼したり、あるいは、提案をしようとする場合に、行政との間を仲介したり、他の市民活動団体や事業者との交流・ネットワークづくり・意見調整など、市民活動の主体性・自主性を確保し、その活性化を図る上で、中間支援組織には大きな役割が期待されます。

そのため、中間支援機能の充実は重要で、これらの機能は、市民活動団体にとどまらず、地域コミュニティ、企業、行政などからも幅広く期待されています。

(5) 自発的なまちづくり活動につながる意識の醸成について

市民の中には、普段の生活や仕事に時間を取られ、「社会貢献活動に関心はあるけれど、時間に余裕がない」「参加してみたいが、どうしたら参加できるかわからない」などの理由により、まちづくり活動への参加が難しいと考えている人が多くいると考えられます。

「日常生活のちょっとした行動でも、社会に貢献できる」という意識を育て、より広く、多様なかたちで、まちづくり活動に関われることを広く市民に伝えていくとともに、まちづくり活動に係る情報を入手しやすい環境づくりなどを進める必要があります。

また、市民活動団体の活動における大きな課題の一つに、「活動の財源確保」が挙げられます。寄附という行為も社会貢献活動であることから、市民の寄附意識を醸成し、寄附金をまちづくり活動の支援に活用することで、より多くの市民の思いをまちづくり活動につなぐことができると期待されます。

3 総合行政の推進

市民がまちづくりの主権者として行政と向き合える関係を築くには、行政が市民にとってわかりやすく、理解される存在でなければなりません。常に市民と対話できる開かれた市政運営に努め、「行政は市民と対等な協働の相手である」という信頼関係を築きあげていくことが必要です。

行政の施策の方向性を明確にし、市民の要望や提言に適切に対応できる組織体制づくり、まちづくりを支える職員の育成など、市民とともに行政も住民自治の理念に対する理解を深め、行政としてあるべき姿を追求していかなければなりません。

明日の住民自治を目指し、市民と行政の関係をより身近なものにしていくことが大切です。

(1) 計画行政の推進について

市政が担う施策は市民生活のあらゆる分野に関わっています。それだけに、行政における施策や事業の数は膨大であり、それぞれの分野の政策目標の達成に向けて、計画や指針などを策定し、進捗を管理していますが、これらが、市民あるいは行政において十分に共有されているかが重要になります。行政内部におけるそれぞれの政策、方向性がどうなっているのかについて、担当部局だけでなく、行政全体として理解されていることが必要です。

その上で、行政全体としての説明責任を果たす組織風土を育て、組織の枠組みを越えた連携・協力体制を培っていく必要があります。

(2) 岐阜市協働のまちづくり推進計画2023-2027の進捗管理について

本計画は、岐阜市住民自治基本条例の理念を具現化するための計画であり、本計画の施策について実効性を担保するため、施策の進捗状況を岐阜市住民自治推進審議会に報告して意見を聞くとともに、岐阜市市民との協働推進本部において、庁内の連携を図る必要があります。

これによって、条例の理念を組織・職員に浸透させ、施策に反映させていくことができます。

(3) 職員の育成について

岐阜市住民自治基本条例の理念を組織に浸透させ、協働のまちづくりを推進するにあたっては、職員が本計画の内容を十分に理解し、職務の遂行に努めることが求められます。

地方分権が進む中、複雑な行政課題や多様化する市民のニーズに対応していくためには、職員に高い政策形成能力が求められています。特に、岐阜市の特性や実態を踏まえ、目指す協働社会の姿（P9）に掲げる市民と行政がお互いの特性を持ち寄り、協働して新たな価値を生み出すには、傾聴する能力、ファシリテーター（進行・まとめ役）としての能力を養成することが大切であると考えられます。

住民自治や協働についての理解を深め、協働の意識を持つ職員を日常業務の中で、育成する環境づくりが必要です。

また、行政は、職員がまちづくりを担う一市民として、まちづくり活動に積極的に参画できるような環境づくりに努めることが大切です。





重点推進施策

1 重点推進施策についての基本的な考え方

協働のまちづくりを推進する上で、市政運営に求められる、3つの基本方針ごとに、協働のまちづくりを推進する仕組みづくりに資する施策を重点推進施策として位置付け、重点的に取り組みを進めていきます。

本計画では、「明日の住民自治像」として「市民がまちづくりの主権者である協働社会の実現」を掲げ、そのもとに5つの「目指す協働社会の姿」を示し、協働のまちづくり推進の基本姿勢としています。重点推進施策の実現に向けた取り組みを実施していくことで、「目指す協働社会の姿」の実現へ、そして「明日の住民自治像」へとつなげていきます。

2 重点推進施策の進捗管理

重点推進施策の進捗管理については、毎年各重点推進施策の実現に向けた具体的な取り組み内容と、その進捗状況を岐阜市住民自治推進審議会に諮ることとします。また、各重点推進施策に成果指標を定め、進捗を図っていきます。

(1) 成果指標

重点推進施策の実施にあたっては、その目指すべき状態を描き、その実現に向け、具体的な数値などを用いた成果指標を定め、市民にわかりやすく示すとともに、施策の成果を把握していきます。

成果指標については、施策の推進により、どれだけ地域社会全体が良くなったのかを測っていくため、アウトカム指標を意識した指標を各重点推進施策に設定することとし、段階的に進捗を図っていきます。また、参考指標として、具体的に事業をどれだけ行ったかといったアウトプット指標なども用いながら、総合的に進捗管理していきます。

*アウトカム指標・・・施策や事業の実施により発生する効果や成果を示す指標

*アウトプット指標・・・事業を実施することによって直接発生した事業量、成果物を表す指標

3 重点推進施策

重点推進施策① 市民の市政参画手法の積極的な運用

現状と課題

- ①パブリックコメント手続は、事案によっては寄せられる意見が少ないことから、より積極的な運用を図り、市民の意見を得るための創意工夫が必要である。
- ②政策立案スケジュール全体を通じ、効果的・効率的に多様な市政参画手法を運用していく必要がある。

市の重要な計画や方針等の策定に際して、市民の意見に耳を傾け、合意形成を図ることは、協働のまちづくりを進める上で極めて重要です。

市民から幅広く意見を求めるための意見聴取方法の一つであるパブリックコメント手続の実施に当たっては、広報ぎふや岐阜市公式SNS等で周知し、コミュニティセンター、市民活動交流センター（ぎふメディアコスモス内）等にて閲覧、配布しています。また、ホームページ上から意見を提出できる意見提出フォームを導入するとともに、大学のゼミナールでパブリックコメント手続案件をテーマとしたワークショップを開催して、若者の市政参画促進を図るなど、市民から寄せられる意見が増えるよう努めています。しかし、まだまだ事案によっては寄せられる意見が少ない現状にあります。

政策形成過程における市民からの意見聴取については、審議会等やアンケート、意見交換会やワークショップなど様々な手法があり、政策立案スケジュール全体を通じて、検討段階に応じ、多様な手法をバランス良く効果的・効率的に運用していくことが必要です。

また、市政へ参画する方法・制度を知らない市民の割合は約6割（令和4年度市民意識調査より）であることから、認知度の向上のため、参画手法の周知や参画しやすい制度・運用方法の検討をしていくことが必要です。

加えて、意見を求めるには、市民が市政について理解していることが前提となります。そのため、日ごろから市政に対する市民の理解が深まるような取り組みも必要です。

施策の方向性

- ① 市政参画手法の積極的な運用により、市民から幅広く意見が得られるよう努める。
- ② より良い政策を立案するため、市民意見の反映及び意見への説明責任を果たす。
- ③ 多様な市政参画手法について研究する。

パブリックコメント手続実施主任者説明会を通じ、政策立案スケジュール全体を通じた多様な市政参画手法を全庁的に推進し、市民が市政に興味を持って、自分の立場や自分の意思で積極的に参画するきっかけとなり、幅広く意見が得られるよう運用していきます。

また、市民の意見を受け止め、市の考え方を丁寧に説明し、市民と協働してより良い政策の立案に努めていくとともに、市民と行政の信頼関係を醸成していきます。

さらに、若者の市政参画促進を目的として開催している、大学のゼミナール等でのワークショップを引き続き実施するとともに、多様な年代の市民に市政へ参画してもらえようような運用方法や新たな手法、また、その前提となる市政に対する市民の理解が深まるような取り組みを検討するなど、多様な市政参画手法について研究していきます。



成果指標

多様な市政参画手法の積極的な運用により、多くの市民が市政に参画しているという実感を持っている状態を目指し、成果指標を設定しています。

成果指標	現状	2027年度
市政へ参画する方法・制度について知らない市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・興味はあるが、知らない (24.4%) ・興味がなく、知らない (33.4%) ※令和4年度市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・興味はあるが、知らない (20.0%以下) ・興味がなく、知らない (25.0%以下)
市政へ参画しやすいまちだと思っている市民の割合	12.1% ※令和4年度市民意識調査 「思う」「どちらかといえば思う」割合	15.0%以上
市政へ参画したいと思っている市民の割合	22.1% ※令和4年度市民意識調査 「思う」「どちらかといえば思う」割合	25.0%以上
過去5年間のうち、市政参画の機会*に参加したことがある市民の割合	39.2% ※令和4年度市民意識調査	45.0%以上

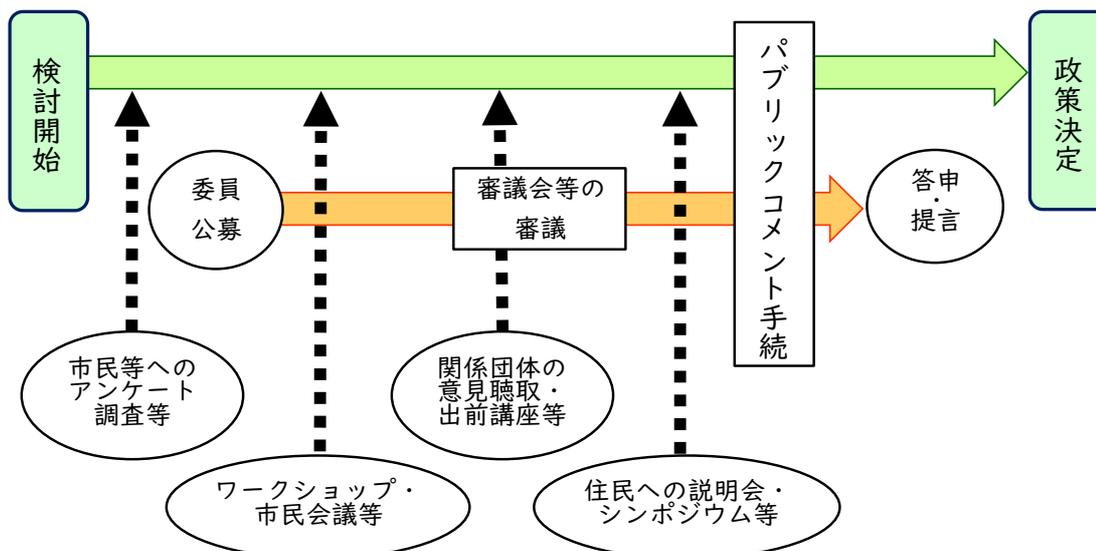
*市政参画の機会・・・住民説明会、市民アンケート、ワークショップ、パブリックコメント手続、その他（意見交換会、岐阜市市政モニター、市長への手紙）

参考指標

- ・パブリックコメント手続の案件数及び意見提出数（令和3年度 16件 113通）
- ・市民アンケートの実施件数及び回答者数（令和3年度 21件 13,063人）
- ・意見交換会、ワークショップの実施件数及び参加者数
（令和3年度 8件 1,010人）
- ・市長への手紙の提出件数（令和3年度 651件）
- ・住民説明会の実施件数及び参加者数（令和3年度 8件 448人）

<多様な市政参画手法の積極的運用のイメージ>

◎政策決定過程に多様な市政参画手法を組み合わせた例



【市政参画手法の積極的運用】

政策の性格・特徴等に応じ、実施機関（各部局）において市民から意見を求めるために最適と思われる手法を検討・選択し、多様な市政参画手法を活用する。

<岐阜市における主な市政参画手法>

種類	概要
パブリックコメント手続	市の基本的な政策の策定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、広く市民等から意見を求める方法。提出された意見については、その概要及びそれに対する市の考え方を公表するとともに、意見を参考にして意思決定を行う。
岐阜市市政モニター 「ぎふCITYウォッチャーズ」	インターネットを利用して、市政に関するアンケート調査等の回答を行う事業。 モニターの定員は200人で、市内に住所を有す満18歳以上のものから募集する。
市民アンケート (無作為抽出)	事業の立ち上げ段階、事業実施の前段階など、さまざまな場面で、多数を対象に一定の質問形式で意見等を収集する仕組みで、個別の事業ごとに必要に応じて実施する。
意見交換会	地域住民やまちづくり等の諸活動をしている市民と行政とが双方向で直接意見交換を行う場として実施する。
ワークショップ	少人数による参加者同士のグループ討論を中心とした意見交換会の一形態で、テーマとなる政策案に対し多様な視点からのアイデアを抽出・共有しつつ、政策の方向性を一緒に創り上げていくための議論を行う。
市長への手紙	市政に対する提案や意見などを手紙、FAX、電子メールにより受け付ける制度。 手紙の提案・意見等は担当部局において検討し回答するとともに、市政運営の参考にする。
住民説明会	個別の事業を進めるに当たって行政の説明責任として、また、実施・参画への呼びかけなどを目的として事業内容の説明を行い、参加者から意見を収集する手法として、個別の事業ごとに実施する。

重点推進施策② 地域との協働～持続可能な地域コミュニティを目指して～

現状と課題

- ①まちづくり協議会は市内44地区に設立され（令和4年11月末現在）、前計画策定時（平成29年12月末時点：37地区）から着実に増加しており、各地域の特性を生かしたまちづくり活動が展開されている。
- ②地域のまちづくりの活動拠点として地区公民館に、まちづくり協議会及び自治会連合会の事務局を置くことができるよう運用を改善するとともに、令和2年度に公民館の所管を教育委員会から市長部局へ移管した。
- ③人口減少や少子高齢化の進行、地域コミュニティの希薄化など、社会構造が大きく変化する中、自治会などの活動及び組織運営における役員の負担が増しており、地域のまちづくりの担い手確保が課題となっている。世代や性別、国籍等によらない支え合いや連携により、交流・共生して地域社会を支え合うまちづくりが重要である中、地域社会を担う人材の発掘、育成が急務である。
- ④地域のまちづくり活動における負担の軽減や新たな担い手確保等のため、これまでとは異なる組織運営、活動方法が求められている。
- ⑤災害の頻発・激甚化により、地域における災害発生時の共助の重要性が再認識されている。

地域と行政が継続的に協働のパートナーであり続けるためには、総合行政の推進、地域を疲弊させないための仕組みと支援が必要です。また、市民参画のもと、地域の特性を生かしたまちづくりを進め、市民の生活満足度を高めていくためには、地域のまちづくりの方向性、地域の課題、まちづくりの活動・取り組みについての情報を地域全体で共有し、活動拠点を持ち、新たな担い手を発掘・育成し、まちづくりに市民が参画しやすい仕組みを整備していく必要があります。

これらの課題を踏まえ、「地域力創生事業」において、自治会や各種団体をはじめとする地域団体の相互協力・ネットワークの仕組みであるまちづくり協議会の設立を進めてきました。さらに、様々な住民が地域のまちづくりの必要性に共感し、将来像（ビジョン）を共有できるよう地域まちづくりビジョンの策定支援を行うなど、地域実態や段階に応じて、まちづくり協議会の活動を支援してきました。その一方で、まちづくり協議会の将来像が見えない、自治会活動や各種団体の活動とまちづくり協議会としての活動との棲み分けも含め、具体的な事業展開に戸惑いがある、活動を推進するための事務局などの人材が必要といった声も聞かれます。

まちづくり協議会は、市民と行政との協働により、地域の各課題に対応して住民主

体のまちづくりを進める地域の相互協力の組織であるだけでなく、将来的には住民自治の核を担う組織として、地域コミュニティの非常に重要な役割を担うこととなります。そのため、まちづくり協議会が自立した活動を行い、自ら地域の課題の解決に向けて取り組めるよう支援していく必要があります。

地区公民館については、まちづくり協議会及び自治会連合会の事務局を公民館に置くことができるよう運用を改善するとともに、活動の拠点施設として活用し、地域まちづくり活動の一層の推進を図るため、令和2年度に公民館の所管を教育委員会から市長部局に移管しました。

自治会は地域コミュニティの根幹を成し、地域における重要な役割を担っていますが、かつて地域住民のほとんどが自治会員であった時代から、自治会への加入率が低下し、社会構造が大きく変化しており、その前提が崩れてきています。地域の各種団体も自治会からの推薦者を構成員としているものが多くあり、自治会の弱体化は、そのまま各種団体の弱体化にもつながり、その影響は、地域コミュニティの根底を揺るがしかねない大きな課題であることから、まちづくり協議会への支援と並行して、自治会組織への対応も重要な課題として進めていく必要があります。

また、人口減少や少子高齢化が進行する中、持続可能な地域のまちづくりのためにも、まちづくりに携わる人材、地域社会を担う人材の発掘・育成に力を注ぎ、その人材を地域のまちづくりへとつないでいく必要があります。

加えて、負担を軽減する組織運営や活動のあり方について研究・提案し、参加へのハードルを引き下げる仕組みや、これまで携わっていない人にも、地域活動に関心を持ってもらい、参加しやすくする仕組みづくりが必要です。

特に、発生が予想される大震災や、近年頻発・激甚化する災害を考えた場合、災害発生時の住民同士の共助は重要であり、希薄化する地域コミュニティを活性化するためには、子どもから若者、子育て世代、高齢者、障がいのある人、外国人など、多様な人々が世代、性別、国籍等によらず交流し、まちづくりに関わりやすい環境づくりに努め、支え合いや連携の確保により地域社会を支え合うまちづくりの取り組みが求められています。

施策の方向性

- ①全地区におけるまちづくり協議会設立を促進するとともに、まちづくり協議会において、地域固有の特性を踏まえ、地域の将来像（ビジョン）を描き、それに向かって行われる地域住民や各種団体などによる創意工夫を凝らした住民主体のまちづくり活動が行われるよう支援する。
- ②将来的には、まちづくり協議会に一定の自由度の高い財源を付与し、地域の合意のもと、地域課題解決のための取り組みが実施されることを目指し、各種団体ごとに交付している補助金（現在の目的型の補助金）等について整理・統合するなど、地域の組織体制に合わせた財政支援を行うとともに、財源を適切に運用するためのガバナンス強化など必要な取り組みを進める。
- ③まちづくり協議会や自治会、地域の各種団体等地域コミュニティの活動について、地域と協働しながらあらためて整理し、それぞれがその機能を果たせるよう支援していく。
- ④まちづくりにおいて行政の重要なパートナーであり、地域コミュニティの根幹を成す自治会の重要性を認識し、地域住民の自治会への加入及び自治会の活動への参加がしやすい環境づくり等必要に応じて支援を行う。
- ⑤地域のまちづくりを担う人材の発掘、育成とその人材を地域のまちづくりへとつなげる仕組みづくりに努めるとともに、公民館のまちづくり拠点化を進める。
- ⑥災害発生時の共助につながる地域コミュニティの活動への支援を行う。
- ⑦地域コミュニティにおけるDXの推進を支援する。
- ⑧地域社会を支え合う、世代、性別、国籍等によらない交流・共生のまちづくりにつながる取り組みを推進する。

地域と行政の協働を推進するにあたり、将来的には住民自治の核として、現在、市内50地区に設立を進めているまちづくり協議会を位置づけ、自立して主体的にまちづくりに取り組むため、財源や組織のあり方、地域を担う人材や活動拠点の確保など、まちづくり協議会の機能を強化し、その機能をより発揮できるよう必要な支援を引き続き行います。

また、地域のまちづくり協議会の設立支援や、既存のまちづくり協議会の活動を支援するにあたっては、地域課題を自ら発見し、課題解決のために自ら活動を展開できるまちづくり協議会へと発展していけるよう、未来志向のまちづくりに向けた地域の将来像（ビジョン）を描く地域まちづくりビジョンの策定など、今後も地域実態や段階に応じて支援していきます。

今後、持続可能な地域コミュニティに向け、まちづくり協議会は、将来的には、一

定の自由度の高い財源が付与され、まちづくりの主体として、地域の合意形成の役割と責任を担いながら、財源を執行していく、いわば自立した組織となることが理想です。しかし、そのためには、規模の大きな財源を適切に執行できる体制が必要となるなど、ガバナンスの強化が急務となります。

こうした地域における体制の確立状況を見つつ、現在、各種団体ごとに交付している補助金等について整理・統合するなど、地域の組織体制に合わせた財政支援を行っていきます。

また、まちづくり協議会や自治会、地域の各種団体等地域コミュニティの活動について、地域と協働しながらあらためて整理し、重複している活動の見直しや、棚卸などにより、それぞれがその機能を果たし、地域全体が最も効率よく機能するよう支援していきます。あわせて、行政から地域への様々な依頼事項についても整理していきます。

さらに、地域コミュニティの根幹を成す自治会には、行政のパートナーとしてまちづくりの重要な役割とともに、まちづくり協議会の重要な構成団体としての役割が期待されていること、加えて、災害発生時の初動段階における共助の観点においても、その重要性を認識し、地域住民の自治会への加入及び自治会活動への参加がしやすい環境づくり等必要に応じて支援を行います。

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域のまちづくりの新たな担い手となる人材の確保が必要であり、今まで想定していなかった人材が担い手として期待され、関与することが難しいとされていた人材が、関わり方によって、担い手になり得る可能性があります。そのため、岐阜市まちづくりサポートセンターと連携した人材育成支援の講座を企画・実施するなど、中間支援機能を生かしながら、人材を発掘・育成し、地域のまちづくりへとつなげることに努めていきます。

近年、災害が頻発・激甚化しており、また、南海トラフ巨大地震の発生も危惧される中、住民同士の共助は非常に重要であることから、災害に強い地域づくりにつながる活動を支援していきます。

加えて、DXの推進支援などにより、連絡調整や情報共有など、活動や組織運営の負担軽減を促進するとともに、活動情報発信の効率性・効果性の向上を支援します。

これからの時代に、希薄化する地域コミュニティを活性化するためには、住民同士の支え合いや連携の確保が欠かせないことから、子どもから若者、子育て世代、高齢者、障がいのある人、外国人など、多様な人々がまちづくりに関わりやすい環境づくりなど、交流・共生のまちづくりにつながる取り組みを推進していきます。

これらの取り組みを進めることにより、自立した持続可能な地域コミュニティを目指します。

成果指標

多くの市民が自分たちの住む地域を良くしていきたいという思いを持ち、地域のまちづくりに関わっている状態を目指し、成果指標を設定しています。

成果指標	現状	2027年度
地域活動が盛んなまちだと思っている市民の割合	36.6% ※令和4年度市民意識調査 「思う」「どちらかといえば思う」割合	45.0%以上
地域のまちづくりにできれば関わりたいが、余裕がない市民の割合	51.0% ※令和4年度市民意識調査 「地域のまちづくりにできれば関わりたいが、余裕がない」割合	45.0%以下
地域活動に参加している市民の割合	48.4% ※令和4年度市民意識調査 「参加している」「ときどき参加している」割合	55.0%以上
まちづくり協議会やその活動を知っている市民の割合	41.4% ※令和4年度市民意識調査	50.0%以上
子ども・若者から高齢者まで多世代で交流する場が地域の中にあると感じている市民の割合	16.4% ※令和4年度市民意識調査 「感じる」「どちらかといえば感じる」割合	20.0%以上

参考指標

- ・まちづくり協議会設置数（令和4年11月末現在44地区）
- ・自治会加入率（令和4年4月現在56.9%）
- ・若者の活力があるまちだと思っている市民の割合
（令和4年度市民意識調査「思う」「どちらかといえば思う」13.3%）
- ・このまちに住み続けたいと思っている市民の割合
（令和4年度市民意識調査「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」77.1%）
- ・困りごとがあったときに相談したり、災害などの「いざ」というときに助け合える関係がお住まいの地域にある市民の割合
（令和4年度市民意識調査「ある」「どちらかといえばある」49.7%）
- ・地域デジタル化支援のための講座開催数（「ワードプレスによるホームページ制作講座など」（R3年度実績1回）

重点推進施策③ 生涯学習によるまちづくり

現状と課題

- ①市民にとって生涯学習は、自己啓発や生きがいづくりとして捉えられている傾向が強い。
- ②市民が生涯学習で学んだ成果を地域のまちづくりにつなげていくことが必要である。

生涯学習においては、個人の需要と社会の要請のバランスを保つことが大切で、個人の趣味や仲間づくりを兼ねたサークル活動など、自己実現の手段として捉えられています。現代課題について学び、その成果を地域のまちづくり活動を通して社会に還元するといった、地域のまちづくりに生かされるような仕組みを構築していくことが必要です。

生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館をはじめとする生涯学習・社会教育施設は、多くの市民が利用しています。また、生涯学習の講座をライフステージに応じて体系化した「長良川大学」も多くの市民が受講しています。

また、市民のまちづくりへの参画意欲を満ち、協働のまちづくりの担い手を育むためには、自分が住むまちを良くしたい、まちへの愛着や誇りといった意識の醸成が必要であることから、生涯学習を通じたシビックプライドの醸成に取り組んでいくことが重要です。

こうした中、「長良川大学」を再編し、市民が地域の魅力を発見し、まちづくりを進めるよう、シビックプライドを醸成する地域力創造学部や、市民講師として活躍する人材の育成を目指した市民講師養成学部、地域団体の運営等に活用できる学びを提供する地域マネジメント学部を創設するなど、市民が生涯学習で学んだ成果を地域のまちづくり活動を通して社会に還元するといった、地域のまちづくりに生かされるような仕組みの構築に努めています。

今後も、生涯学習の内容については、個人の需要を充足する生涯学習にとどまらず、現代課題の解決を目指した生涯学習の観点から、広く学習を促し、どのような学習内容の提供が望まれるのか、課題をいち早く察知し、学習を積み重ねることができるよう、展開していかなければなりません。

施策の方向性

- ①市民のまちづくりへの参画意欲を満たし、協働のまちづくりの担い手を育むため、現代的課題の解決を目指した生涯学習を推進する。
- ②協働のまちづくりの担い手育成のため、生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館のネットワークを柱に、市民がいつでもどこでも学ぶことができる体制を構築する。
- ③生涯学習を通して地域のまちづくりや市民活動へ関わるきっかけをつくれるよう、生涯学習と市民活動のつなぎ役を担う中間支援組織との連携を図る。

まちづくり活動について学ぶ機会を充実させるため、「長良川大学」や出前講座など既存の制度を活用し、まちづくり活動につながる多様な生涯学習を展開していきます。

また、市民のまちづくりへの参画意欲の向上を目指すシビックプライドの醸成講座、地域住民の参加を得ながら活動に結びつける地域のコーディネーターの育成講座、災害対策など現代的課題に係る講座の開催を検討するなど、長良川大学各学部の講座内容向上のための研究・見直しを行います。

市民が身近な地域で学ぶことができ、学びの成果を地域に生かすことができるような生涯学習とまちづくり活動が結びついた取り組みを進め、生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館のネットワークを柱に、いつでもどこでも学ぶことができる体制を構築していきます。また、図書館においては、まちづくりを進める市民が、その活動にかかわる情報を参照したり、系統的に収集することができるよう整備し、地域の課題に応じた資料を提供していきます。

人生100年時代と言われる昨今、将来的な超高齢社会の到来を見据え、誰もが生涯にわたって活躍できるまちづくりを目指すとともに、心身ともに健康で、豊富な人生経験を持つ高齢者の学びや活躍の場の創出に努め、地域のまちづくり、生きがいつくりなどに生かすことができるよう、新しい生活様式にも対応した生涯学習での学びの機会を提供していく必要があります。多様な人々が生涯学習を通じて地域のまちづくりへの関心を高めていくとともに、学習の成果を活用して実際の市民活動に結びつけられるよう、また、社会への関わりを求める人々とのつなぎ役を担えるよう、市民活動交流センター等、中間支援組織との連携を図っていきます。

成果指標

多くの市民が生涯学習を通して学んだ成果を地域のまちづくりにつなげている状態を目指し、成果指標を設定しています。

成果指標	現状	2027 年度
生涯学習を通して学んだことを地域のまちづくりに生かしたいと思っている市民の割合	35.6% ※令和4年度市民意識調査 「思う」「どちらかといえば思う」割合	40.0%以上
生涯学習を通して学んだことを生かして、地域活動に参加している市民の割合	9.9% ※令和4年度市民意識調査 「参加している」「どちらかといえば参加している」割合	15.0%以上

参考指標

- ・生涯学習「長良川大学」の講座数及び受講者数
(令和3年度 607講座 45,444名)
- ・生涯学習によるまちづくり人材養成講座受講後の地域づくり、まちづくり活動の活動者数 (令和3年度 11名 ※42名受講の内26名回答)

現状と課題

市民、NPO、企業等多様な主体と行政が連携して地域貢献、社会貢献に取り組んでいることについて、市民の認知度が低く、周知を図る必要がある。

【NPOとの協働】

- ①公平・公正なサービスを求められる行政だけでは、多様化・個別化・複雑化する市民ニーズや新たな社会課題など、すべての課題に対応することは困難となっている。
- ②岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドラインに基づく「協議の場」が年間を通じて行われており（7月は強化月間としてNPOに周知）、協働事業の提案がしやすい仕組みを設けている。しかし、NPOからの提案事業は、市とNPOとの間で事前に課題を整理する必要がある場合が多いことから、「協議の場」で合意に達する事業は限られている。

【市民活動支援事業の推進】

- ①市民の主体的なまちづくり活動の提案は近年増加の傾向にある。一方で、活動メンバーが少なく、活動の担い手が不足している。
- ②市民活動団体間の交流・連携を図り、情報交換できる機会が少ない。また、市民活動団体自体がITを活用した情報発信力を高めていく必要がある。
- ③市民活動をより活発にしていくためには、市民団体活動情報をより広く市民に周知し関心を高め、多くの市民が市民活動にチャレンジする機会が増えるよう、市民活動を積極的に支援する仕組みが必要である。

【岐阜版アダプト・プログラムの推進】

- ①「一般型」「文化財型」「創造型」「環境保全型」の4つのタイプを設け、多様な活動に対応した制度として確立されている。
- ②主に一般型で制度自体は定着しているが、他のタイプの活用も含め、活動者のニーズに寄り添うとともに、より広く公益活動への参加意欲の維持向上につながる支援を図る必要がある。
- ③多様な活動事例に対応する岐阜版アダプト・プログラムは着実に増加し、企業にも活動の輪が広がっている。

市民、NPO、企業等多様な主体と行政が連携して、地域貢献、社会貢献に取り組んでいることについて、市民の認知度が低いことから、広く周知を図る必要があります。

【NPOとの協働】

これまで、行政において、広い分野にわたり様々な施策・事業を展開しており、公共の多くが行政に委ねられてきました。しかし、近年では、市民ニーズの多様化・複雑化、あるいは新たな社会課題に対し、行政だけで、きめ細かく公共サービスを提供していくには限界があり、すべての課題に対応することは困難となっています。

そうした中、現在実施している事業や今後発生する課題の中には、NPOに委ねたり、NPOと協働して取り組んだ方が、より市民ニーズに即した公共サービスを提供でき、大きな効果が期待できるものがあると考えられます。

そこで、積極的にNPOとの協働を進めていくため、協働事業の提案を受け付け、NPOと行政が同じテーブルで話し合う「協議の場」を設けています。しかしながら、行政側の予算的な制約や公益性に対する双方の視点の違いなどといった様々な要因から、協働事業として成立した事業は限られたものに留まっています。一方、令和2年度からは、特定の地域社会の課題を解決することを目的に、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用したNPO法人等応援事業を実施しているところです。

こうした中、NPOとの協働を進めていくためには、NPOや企業等の活動について、市民へのさらなる情報発信が必要です。また、市職員も常に協働の意識を持つことが必要であることから、市職員へのさらなる意識づけも必要です。

【市民活動支援事業の推進】

市民活動に対する意識の芽生えにより、福祉や教育、環境問題、まちづくりなどの様々な分野で、多様で積極的な取り組みが進められていますが、こうした公益性を持った市民活動を支援し、まちづくりの担い手を生み出し、「協働で担う新たな公共」を促進するため、市民の創意工夫による主体的な活動提案型の助成制度として市民活動支援事業を行っています。

この事業により、市民活動に光をあてることで、より広く市民のアイデアや挑戦意欲を引き出すことができます。さらには、多彩な市民活動を自主的・自発的に進めるきっかけともなり、より良い市民活動が展開されていくと考えられます。

【岐阜版アダプト・プログラムの推進】

岐阜版アダプト・プログラムは、協働で快適な公共空間の創出・管理を進めるための施策であり、市民と市の間で覚書を締結し、市民は公共空間の管理活動を定期的に行い、市は傷害保険の適用と活動団体を記したサインボード(看板)を設置するなど、お互いの役割分担のもとに快適な公共空間を創出・管理しています。

岐阜版アダプト・プログラムは、清掃を中心とする「一般型」のほか、整備計画の段階から市民が参画する「創造型」、地域の象徴的な空間を対象とする「文化財型」、環境保全を念頭においた「環境保全型」により、多様な活動に対応することのできる制度として確立され、参加件数も着実に増えています。

近年は、事業者による美化活動にあたりアダプト・プログラムの制度が活用される事例も増え、企業の社会貢献活動の受け皿としても受け入れられる取り組みになっています。今後も引き続き、より多様な市民が関心を寄せ、関わりを持つ取り組みへと育てていく必要があります。



以下の取り組みを進めるほか、市民、NPO、企業等多様な主体と行政が連携して、地域貢献、社会貢献に取り組んでいることについて、市民の認知度が低いことから、広く周知を図る。

【NPOとの協働】

- ①市の事務事業について、協働の視点から見直しを図る。
- ②「岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」の積極的な運用を図る。

【市民活動支援事業の推進】

- ①企業等との連携や市民のアイデア、提案を市民活動へとつなげられるよう、市民活動の促進、市民活動のきっかけづくりを推進する。
- ②市民活動の活性化のため、市民がより幅広く提案でき、市民の提案を十分に受け止められる仕組みづくりを行う。

【岐阜版アダプト・プログラムの推進】

- ①より多くの市民が関心を深め、積極的に活動に参加することで、より良い公共空間の管理がなされるよう、啓発や施策の浸透に努める。
- ②企業の社会貢献活動の受け皿としての制度紹介、啓発に努め、多様な主体による公益活動への参加促進を図る。

以下の取り組みを進めるほか、市民、NPO、企業等多様な主体と行政が連携して、地域貢献、社会貢献に取り組んでいることについて、市民の認知度が低いことから、広く周知を図っていきます。

【NPOとの協働】

市の事務事業を協働の視点に立って見直すとともに、岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドラインに基づき、引き続き、市民と行政の協働を推進します。

そのため、岐阜市市民活動団体登録制度を活用し、協働のパートナーとして可能性の高いNPOの情報把握に努め、各部局に配置している市民協働推進リーダーなどを通じ、協働事業抽出の手法や技術について組織への浸透を図ります。

また、地域が抱える多様化・複雑化した課題の解決を図る取り組みとしてコミュニティビジネスが期待されており、より良い公共の創出に向けたNPOによるコミュニティビジネスの取り組みは、地域コミュニティの活性化や地域雇用の創出、ひいては、持続可能なまちづくりにつながるものであり、中間支援組織とともに支援を図っていきます。

【市民活動支援事業の推進】

市民活動支援事業は、協働のまちづくりを推進し、個性豊かな地域社会を実現するため、市民活動団体が実施する自主的かつ公益的な事業を支援するもので、本事業を通じて、地域社会の課題解決を目的とした活動、NPOと企業との協働による社会貢献活動、地域の創意工夫によるまちづくり活動などにより、協働のまちづくりを推進していきます。

また、財政支援だけでなく、活動を広く紹介し、市民相互の協働を拡げるため、公開審査会への聴講参加を広く市民に呼びかけ、協働のまちづくりの必要性について、市民とともに認識を深めていきます。

【岐阜版アダプト・プログラムの推進】

この取り組みは一般的なボランティア活動にとどまらず、市民が活動の当事者として公共空間の維持管理に関心を寄せていることが広く共有されることで、それを破壊・汚損する者の発生を抑止する、公共空間の管理に好ましい効果が期待されます。

市民の施策への関心や理解をより深め、また企業の社会貢献活動（CSR）の具体的な手段として情報を発信し、取り組みが広がるように今後も引き続き呼びかけていきます。

成果指標

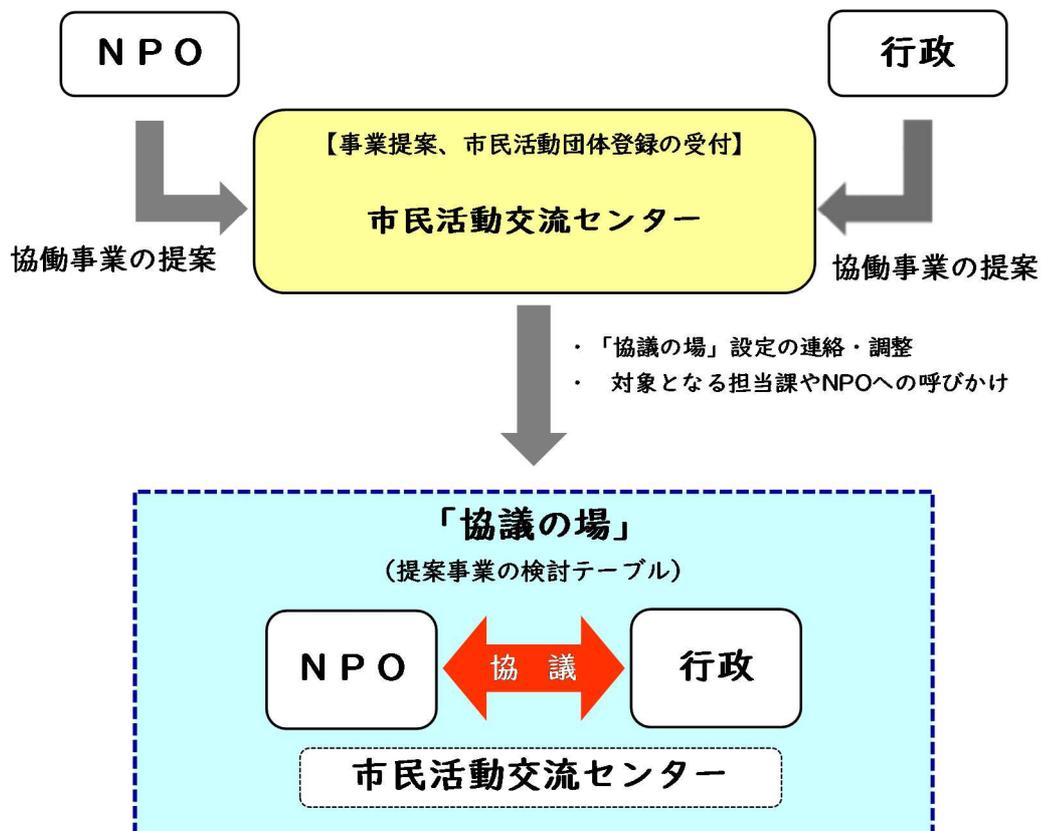
市民、NPO、企業等多様な主体が協働する取り組みにより、より良い公共が創出されている状態を目指し、成果指標を設定しています。

成果指標	現状	2027年度
市民、NPO、企業等多様な主体と行政が連携して、地域貢献、社会貢献に取り組んでいると感じている市民の割合	17.6% ※令和4年度市民意識調査 「感じる」「どちらかといえば感じる」割合	20.0%以上
地域貢献、社会貢献を目的として活動している団体数	260団体 ※令和3年度	300団体以上

参考指標

- ・協働事業の実施数（令和3年度 113事業）
- ・「協議の場」での提案数及び成立割合（令和3年度提案数 11件 成立割合約72%）
- ・市民活動団体登録数（令和3年度 260団体）
- ・市内NPO法人数（令和3年度 161団体）
- ・市内ボランティア登録団体数（令和3年度 85団体）
- ・市民活動支援事業応募事業数（令和3年度 新規4事業 拡充21事業）
- ・岐阜版アダプト・プログラム活動団体数（令和3年度末時点178団体）

<岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドラインに基づく提案事業の流れ>



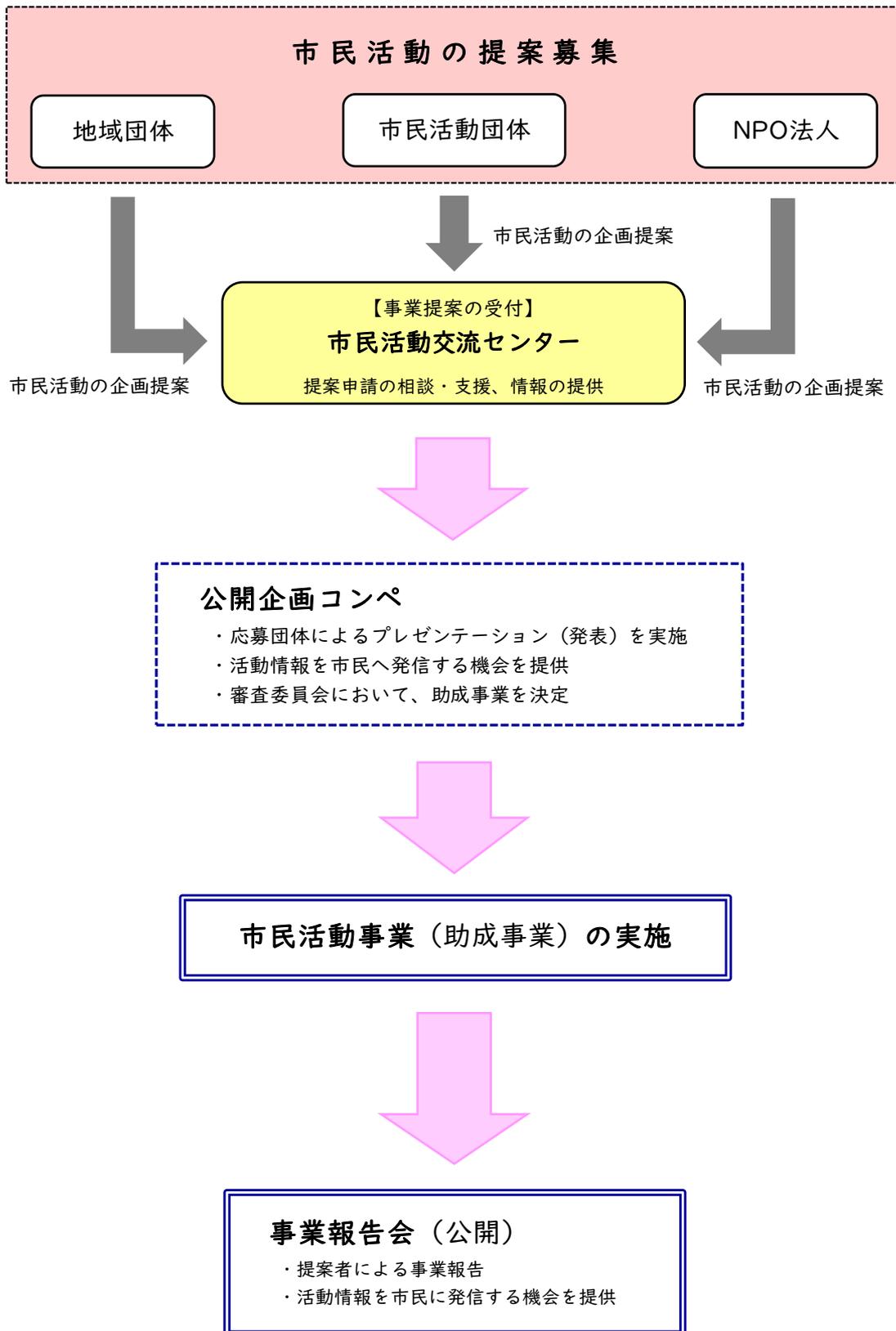
市担当課とNPOの双方で、下記の内容等について協議を行います。
 ・事業の目的と問題意識の共有
 ・事業内容と協働形態
 (※協議の場には、原則、市民活動交流センターが立ち会います。)

合意・協議成立の場合

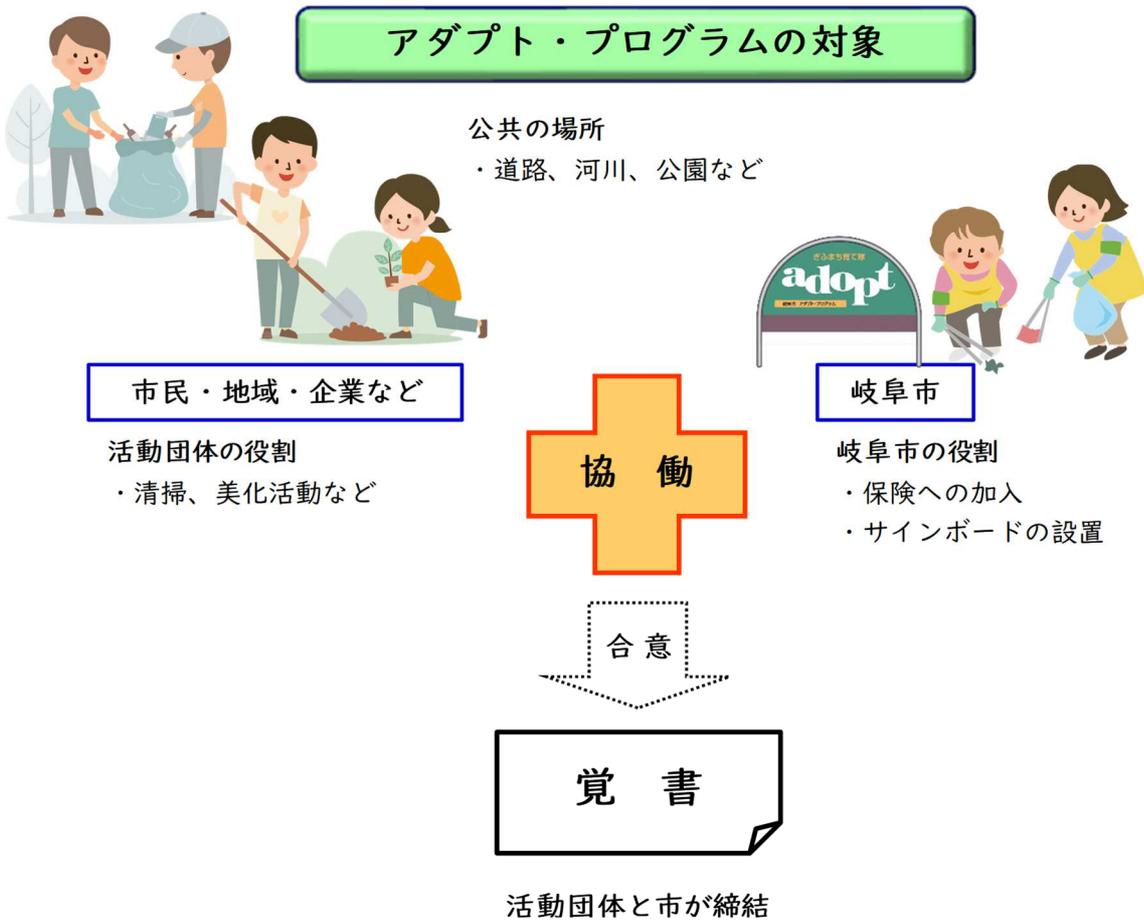
- *様々な協働事業の形態
- 委託
- 共催・実行委員会
- 支援—補助金の支出
 その他の支出
 アダプト・プログラム
- 後援

事業主体の決定・事業の実施
 ※「協議の場」での協議に基づく事業形態に合わせて、ふさわしい方法で協働の相手方を決定します。

<市民活動支援事業の流れ>

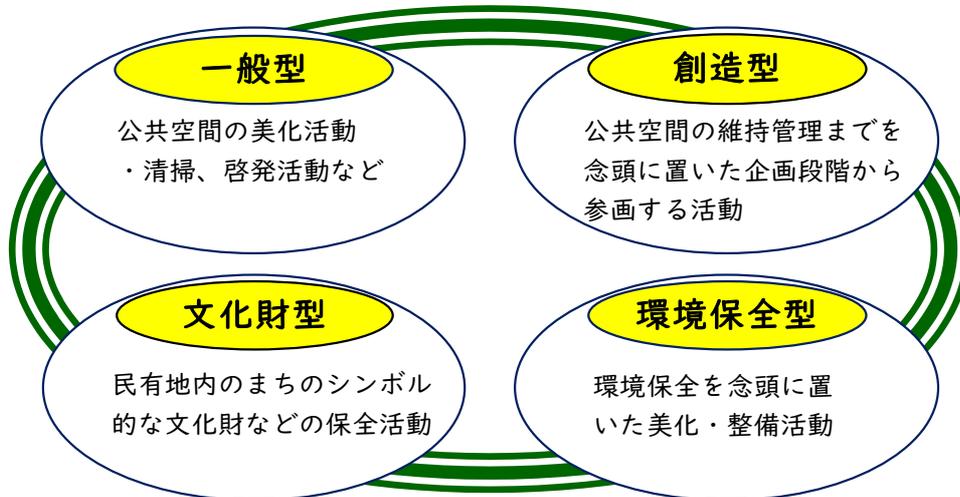


<岐阜版アダプト・プログラムの仕組み>



<岐阜版アダプト・プログラムのタイプ>

みんなで育てる公共空間



重点推進施策⑤ 中間支援機能の充実

現状と課題

- ①中間支援組織に求められる機能を向上させ、機能の充実を図る必要がある。
- ②中間支援組織間の連携を図る必要がある。

中間支援組織は、コミュニティの育成やネットワーク形成などを目的とする組織であり、その運営形態は、民設民営、公設民営、公設公営など様々です。また、役割・機能としては、情報提供、活動支援、調査研究などの役割を担い、市民と市民、市民と行政の間に立ち、中立的な立場から相互のコーディネート機能を発揮することが求められます。

本市には、市民活動交流センターをはじめとする市の機関、産官学金の連携により設置された岐阜市まちづくりサポートセンター、(社福)岐阜市社会福祉協議会、(公財)岐阜市国際交流協会など、民間の機関を含め様々な中間支援組織が存在し、それぞれの中間支援組織が相互の連携や情報共有を図ることで、多様な市民活動に対し、幅広く支援しています。

協働して社会課題などを解決していくためには、中間支援組織である市民活動交流センター及び岐阜市まちづくりサポートセンターのさらなる周知を図りつつ、相談機能や団体と行政、行政と企業などを結び付けるためのコーディネート機能の強化が必要です。こうした機能の充実には、組織の体制強化も必要となります。

また、企業の社会貢献活動（CSR）や地域の課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの取り組みは、地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業などの様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むものであり、地域のまちづくりを推進する上で、一つの有効な手法になります。しかし、コミュニティビジネスの起業に関しては、ビジネスとしてスタートさせるための実践的な講座やワンストップの相談窓口、コミュニティビジネスの情報発信などといった中間支援組織による支援も必要になってきます。

今後も、市民と行政の協働、企業や事業者による公益活動との連携、コミュニティ相互の連携が円滑に行われるよう、中間支援組織の機能をより向上させ充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- ①中間支援組織相互の連携を深める。
- ②協働のまちづくりの推進に、中間支援組織（機能）を積極的に活用する。
- ③協働のまちづくりの拠点施設である「市民活動交流センター」と地域コミュニティの支援を主とする「岐阜市まちづくりサポートセンター」の機能の充実を図るとともに、活動について周知を図る。

まちづくりに関する情報の集積・提供、まちづくりのコーディネート機能、調査研究・政策提言機能及び行政との調整機能を発揮できるよう、各中間支援組織や各種団体、関係機関との情報共有、役割分担、相互連携などのネットワークづくりを進め、効果的に中間支援組織を活用し、協働のまちづくりにつなげます。

また、協働のまちづくりの拠点施設である市民活動交流センターの機能の充実を図ります。市民活動交流センターにおいては、市民活動に対する総合的な支援を充実させ、中間支援機能を集約するとともに、活動の実践を通じて市民が交流し、より多くの市民が市民活動に関わることができる機会、生涯学習の成果がまちづくりに生かせる機会の創出に努めていきます。

さらに、地域コミュニティの支援を主とする岐阜市まちづくりサポートセンターにおいては、市民活動交流センターと連携を図りながら、まちづくり協議会の設立やその自立化、コミュニティ間の交流促進など、実際に地域に出向き、地域との顔の見える関係を構築しながら、地域のまちづくりを積極的に支援していきます。また、地域活動への関心や意欲を高め、あるいは活動に活用できる技術やノウハウを提供する人材育成講座の開催、地域コミュニティの活性化や自立的・持続的な活動の育成に寄与するものとして期待されるコミュニティビジネスについて研究していきます。

加えて、市民活動交流センターと岐阜市まちづくりサポートセンターが協働のまちづくりの拠点施設として役割を果たすには、広く存在を知られ、求められる機能に応えるための体制が必要となることから、その活動について、周知を図るとともに、組織の体制強化について検討していきます。

成果指標

協働のまちづくりの拠点施設である市民活動交流センターと地域コミュニティの支援を主とする岐阜市まちづくりサポートセンターを多くの市民や団体等が利用し、新たな活動に取り組んだり、活動を広げたりするきっかけとなっている状態を目指し、成果指標を設定しています。

成果指標	現状	2027 年度
市民活動交流センターもしくは岐阜市まちづくりサポートセンターを知っている市民の割合	17.3% ※令和4年度市民意識調査	20.0%以上
市民活動交流センターにおける相談件数	3,567 件 (窓口 2,077 件、 電話 1,490 件) ※令和3年度	4,000 件以上
市民活動交流センターの相談対応に満足している団体数 (市民活動交流センターに相談して良かったと感じている団体数)	57 団体 ※令和3年度	70 団体以上
市民活動交流センターにおけるボランティアコーディネート件数	51 件 ※令和3年度	65 件以上
市民活動交流センターのつくるスタジオ* 利用件数	1,253 件 ※令和3年度	1,500 件以上
市民活動交流センターの利用が団体の活動に役立っていると感じている団体数	59 団体 ※令和3年度	70 団体以上

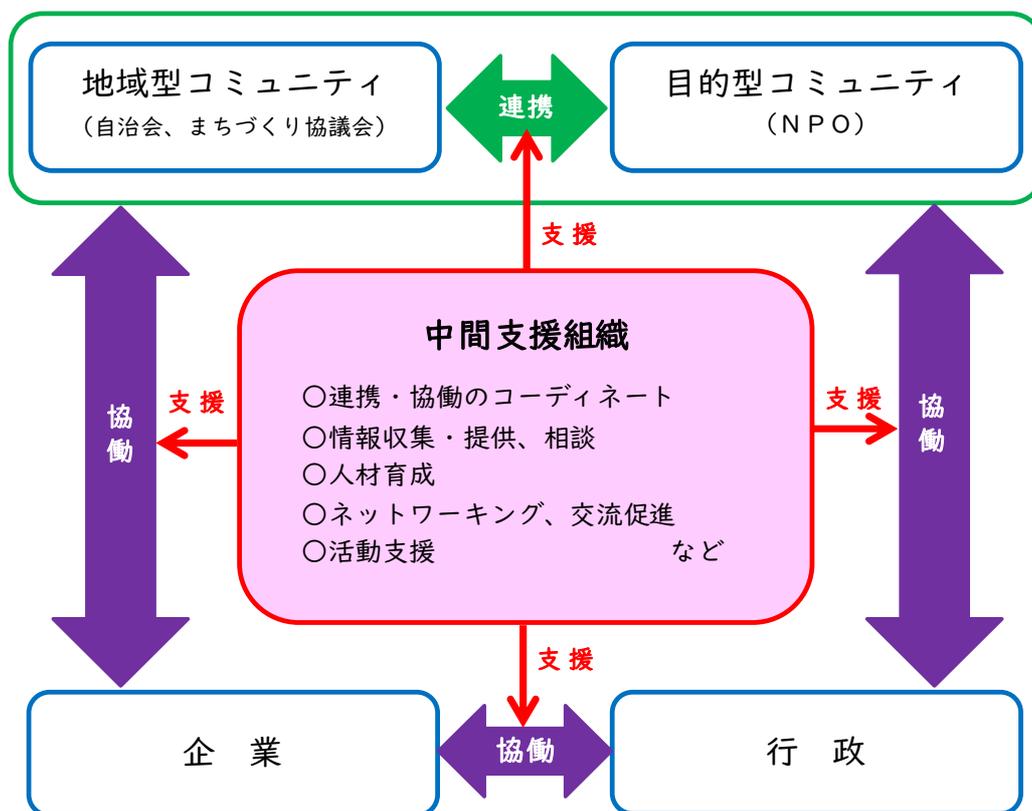
*つくるスタジオ・・・主に市内で市民活動を行う団体等のミーティングや資料づくり、活動のための各種準備作業の場として活用できるスペース。
大量印刷、ポスター印刷も可能。

参考指標

- ・市民活動団体登録数（令和3年度 260団体）

<中間支援組織の役割のイメージ>

中間支援組織は、複雑かつ多様な形態で存在します。それぞれが特定のテーマを柱に活動しているケースも見られますが、ワンストップサービスが求められるため、中間支援組織相互や関係機関との情報共有、ネットワーク形成が必要です。



<本市における主な中間支援組織>

市民活動交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動、NPO活動、地域コミュニティ活性化支援 ・市民活動の情報収集、場の提供、人材育成、調査研究
岐阜市まちづくりサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活性化支援、地域活動につながる人材育成講座の実施、コミュニティビジネスの研究
岐阜市生涯学習センター/ 女性センター	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機能の拠点的施設 ・生涯学習・ボランティア相談コーナーによる相談・調整 ・男女共同参画の推進
(社福) 岐阜市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会ボランティアセンターによる福祉ボランティアの相談・調整 ・各地域における地域福祉活動のコーディネートなど
(公財) 岐阜市国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流、多文化共生の推進

重点推進施策⑥ 自発的なまちづくり活動につながる意識の醸成

現状と課題

- ①現代的な課題や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化など社会状況の変化に対する市民、行政の認識は深まっている。
- ②社会課題や地域課題に対する一人ひとりの関わり、行動が、既にまちづくり活動であり、その活動が継続されるよう支援していくことが必要である。

多様化・複雑化する社会課題や地域課題などに対する市民、行政の認識は深まっているものの、効果的な対応に結び付けていくには、一人ひとりの思いが、まちづくり活動として結実するようなきっかけづくりと継続的な取り組みが必要であり、気軽にまちづくり活動に参加できる環境づくりとともに、自分が住むまちを良くしたい、まちへの愛着や誇りといった意識の醸成が必要です。

施策の方向性

- ①市民のまちづくりへの参加意識の醸成のため、多様化する社会課題や地域課題などに対する一人ひとりの共通する思いや行動、ほんの少しの気遣いが結集することで、それが大きな力となり、協働のまちづくりに結実することを発信する。
- ②自発的なまちづくり活動につなげるため、様々なまちづくり活動の情報を紹介するとともに、入手しやすい環境づくりを進める。
- ③「元気なぎふ応援寄附金」等を通じて、市民のまちづくりへの参加意識の醸成を図るとともに、寄附金の使いみちについて、協働のまちづくりに資する施策への活用に努める。

市民の主体的なまちづくり活動には、みんなで集まって一つの活動に取り組むという関わり方もありますが、個人それぞれの生活様式や興味・関心が多様化しており、それ以外にも多様な関わり方があるということを認識しておく必要があります。

近所の人で集まって、地域の子どもたちに読み聞かせをしたり、よく利用する公園のごみ拾いをしたり、学生で集まって地域の魅力について話し合ったりするなどといった市民一人ひとりの自由に使える時間や行動範囲の中でできる活動も、立派なまちづくり活動であり、そういった市民一人ひとりの活動が、協働のまちづくりに結実しているということを情報発信していきます。

また、まちづくり活動に参加したいという思いはあっても、どのような活動があるのか、どうやったら参加できるのかといった情報がなく、参加に至らないことも想定

されます。そのため、様々なまちづくり活動を紹介するとともに、まちづくり活動に係る情報を入手しやすい環境づくりなど、自発的なまちづくり活動につながる意識の醸成に努めます。

このほか、寄附という行為も社会貢献活動であり、普段は仕事などで忙しく、まちづくり活動に取り組む時間がない方も、寄附という方法によって、まちづくりを応援することができることから、協働のまちづくりの一手法として、元気なぎふ応援寄附金等について情報発信し、まちづくりへの参加意識を高めるとともに、市民からの寄附金については、市民の思いに沿った活用となるよう、協働のまちづくりに資する施策への活用を図っていきます。

成果指標

市民一人ひとりがまちづくりを担う一員であるという意識を持ち、その思いがまちづくり活動につながっている状態を目指し、成果指標を設定しています。

成果指標	現状	2027年度
岐阜市のことが好きな市民の割合	79.7% ※令和4年度市民意識調査 「好き」「どちらかといえば好き」割合	90%以上
まちづくり活動*に関わりたいと思っている市民の割合	31.8% ※令和4年度市民意識調査 「思う」「どちらかといえば思う」割合	40.0%以上
まちづくり活動*に関わっている市民の割合	16.2% ※令和4年度市民意識調査 「関わっている」「どちらかといえば関わっている」割合	20.0%以上
元気なぎふ応援寄附金の寄附人数	のべ548人 (個人市内38人市外510人) ※令和3年度	のべ650人以上

*まちづくり活動・・・ごみ減量・資源化などの環境保全活動、地域の防犯・交通安全活動、生物多様性の保全、自治会・まちづくり協議会などの地域活動、公共空間の美化活動等

参考指標

- ・岐阜市のことが好きな29歳以下の市民の割合
(令和4年度市民意識調査「好き」「どちらかといえば好き」81.8%)
- ・元気なぎふ応援寄附金の寄附金額
(令和3年度 32,185,016円 ※個人及び団体含む)

<元氣なぎふ応援寄附金>

元氣なぎふ応援寄附金は、豊かで魅力あふれる“元氣なぎふ”をめざす取り組みに活用させていただくものです。

寄附者の思いを尊重するという理念から、寄附金の使いみちについて、以下の5つの分野から指定することができるようになっており、寄附金額や寄附者の所得状況等により寄附金控除として所得税・住民税の控除対象となる、ふるさと納税にも対応しています。

1 市政全般

市が市政全般の中から活用内容を慎重に検討し、使いみちを決定



2 教育・生涯学習・文化芸術

学校教育・図書館・生涯学習・生涯スポーツの充実、伝統文化・歴史的資産の継承、文化芸術施設の充実など



3 医療・健康・福祉

医療環境の充実、生活習慣病の予防、食育の推進、健康づくり、社会的弱者への対応、少子化対策・子育て支援など



4 環境・産業・観光

エネルギー対策、地球温暖化対策、自然環境の保護、ごみ減量・資源化、産業振興、魅力ある観光の推進、公園整備、道路環境の整備など



5 市民活動・防災・防犯

市民活動の支援、NPOとの協働推進、消防体制・総合防災対策の充実、防犯・交通安全対策など



重点推進施策⑦ 市職員の社会貢献活動の促進

現状と課題

- ①地域のまちづくり活動における担い手が不足しており、人材確保が困難になっている。
- ②協働のまちづくりを推進する上で、市職員にまちづくりの手法や技術を身に付けることが求められている。

地域では、自治会・各種団体をはじめ、ボランティア、NPOなどによる様々な活動が行われていますが、一方で、その活動の担い手不足や人材確保が困難といった問題も顕在化しています。そのような中、行政分野における知識や経験、あるいは技術を持つ市職員がまちづくり活動に携わることが期待されています。

また、協働のまちづくりを進める上で、市職員が地域社会に貢献し、その活動に携わるとは、職務の遂行に関しても参考となることが多く、活動に直接関わる機会を持つことで、市民の思いを政策立案に反映できる行政職員としての政策形成能力の向上にも資すると考えられます。

市職員の社会貢献活動への参加を更に進めるうえで、市職員自身の意識の醸成とともに、培った経験を生かし、まちづくり活動に積極的に参加できるよう、様々な情報提供や制度の整備が必要です。

施策の方向性

- ①市職員が、自発的・主体的にまちづくり活動に参加できる環境整備を進める。
- ②市職員の協働のまちづくりに対する理解・認識を深める。
- ③協働のまちづくりに関する研修、実体験などを通じて、市職員における、協働をコーディネートできる能力の向上を図る。

市職員が、自発的、主体的にまちづくり活動に参加できる環境を整備していきます。

また、市職員も地域社会の構成員であり、全ての市民と対等な立場でまちづくり活動への役割を担うことで、市民と行政の相互理解に努めていきます。

このため、各部に、協働を推進する担当職員として市民協働推進リーダーを置き、職員の意識を高め、リーダーを対象とした研修等を通じて地域のまちづくりや公益活動への積極的な参加を呼びかけるとともに、庁内イントラネットを活用した各種活動情報の提供、飛び出す公務員認定・表彰の実施、ボランティア休暇の活用など、職員のまちづくり活動への参画を促進するための取り組みを実施していきます。また、各

地域の課題や要望、市政に関する情報を各地域と共有することを目的とした地域担当職員制度を推進し、市職員の協働のまちづくりに対する理解・認識を深めるとともに、同制度について、より効果的な体制やあり方について調査・研究を進めます。

成果指標

市職員が協働のまちづくりに対する意識を持ち、まちづくり活動に参加している状態を目指し、成果指標を設定しています。

成果指標	現状	2027年度
まちづくり活動に参加している市職員の割合	47.6% ※令和4年度職員のまちづくり活動への参加に関するアンケート	75.0%以上

参考指標

- ・市職員向けの市民協働に関する研修の実施回数（令和3年度 2回）
- ・まちづくり活動に参加している市職員の紹介回数（令和3年度 1回）



資料編

- 1 前計画の成果と課題
- 2 岐阜市住民自治基本条例
- 3 岐阜市住民自治基本条例施行規則
- 4 社会背景の変化と地方分権改革の進展
- 5 地域の各種団体
- 6 岐阜市協働のまちづくり推進計画 2023-2027 策定までの経過
- 7 岐阜市協働のまちづくり年表
- 8 岐阜市協働のまちづくり推進計画 2023-2027 の位置付けと計画の推進体制
- 9 用語解説

I 前計画の成果と課題

重点推進施策① 市民の市政参画手法の積極的な運用

【取り組み内容】

【成果指標】

項目		当初値	目標値	実績値	達成状況
市政へ参画する方法・制度について知らない市民の割合	興味はあるが、知らない	32.8%	25.0%以下	24.4%	○
	興味がなく、知らない	29.9%	20.0%以下	33.4%	×
市政へ参画しやすいまちだと思っている市民の割合		15.0%	30.0%以上	12.1%	×
市政へ参画したいと思っている市民の割合		—	25.0%以上	22.1%	×
過去5年間のうち、市政参画の機会に参加したことのある市民の割合		—	20.0%以上	39.2%	○

【成果指標にかかる用語説明】

当初値…協働のまちづくり推進計画 2018-2022 策定時の現状値

※協働のまちづくり推進計画 2018-2022 策定時に調査がなかったものは値なし

目標値…協働のまちづくり推進計画 2018-2022 策定時の目標値

実績値…数値は令和4年度市民意識調査より

※ただし、団体数、件数、のべ人数、重点推進施策⑦の数値を除く

成果指標について、全5項目中3項目（「市政へ参画する方法・制度について、興味がなく、知らない市民の割合」「市政へ参画しやすいまちだと思っている市民の割合」「市政へ参画したいと思っている市民の割合」）が目標未達成でした。

パブリックコメント手続については、まだまだ事案によっては寄せられる意見が少ない現状にあり、より多くの意見が寄せられるよう、制度のさらなる周知や意見を提出しやすくする手法・運用方法の検討を行う必要があります。

また、市政へ参画する方法・制度を知らない市民の割合は約6割（令和4年度市民意識調査より）であることから、認知度の向上のため、参画手法の周知や参画しやすい制度・運用方法の検討をしていくことが必要です。

重点推進施策② 地域との協働～多世代交流・共生のまちづくり推進～

【取り組み内容】

- ・地域力創生事業の実施により、地域実態や段階に応じて、まちづくり協議会の活動を支援
 - ・まちづくり協議会未設置地区への支援 → 設立済 43 地区／全 50 地区（R3 年度末時点）
 - ・地域まちづくりビジョン策定支援 → 策定済み 15 地区／全 50 地区（R3 年度末時点）
 - ・段階に応じて補助金を交付
- ・各自治会連合会、各種団体等への補助金の交付
- ・まちづくり協議会の活動パネル展の開催
- ・生涯学習「長良川大学」の再編・市民大学化の一環で、地域のまちづくり活動の充実につながる人材育成講座等を展開
 - ・地域力創造学部…地域のまちづくり資源の活用に意識を高める（シビックプライドの醸成）
 - ・地域マネジメント学部…地域団体の運営等に活用できる学びを提供（DXの推進、「話し合い」の技術、コミュニティビジネスの研究、など）
- ・岐阜市まちづくりサポートセンターと連携し、人材育成講座を企画・開催（まちづくり協議会のホームページ制作講座、会計講座、広報誌作成講座、シビックプライド講座等）
- ・公民館を教育委員会から市長部局へ移管
- ・市内 50 地区公民館にオンライン会議ができる環境を整備
- ・住民自治基本条例を改正し、自治会及びまちづくり協議会の役割及びそれに対する市民の役割、条例に自治会及びまちづくり協議会に対する市の支援姿勢を明示
- ・自治会加入促進のため、自治会連絡協議会、宅建協会、不動産協会及び市の 4 者にて協定締結
- ・広報ぎふにおいて、地域活動を紹介

【成果指標】

項目	当初値	目標値	実績値	達成状況
地域活動が盛んなまちだと思っている市民の割合	43.7%	45.0%以上	36.6%	×
地域のまちづくりにできれば関わりたいが、余裕がない市民の割合	57.8%	45.0%以下	51.0%	×
地域活動に参加している市民の割合	49.9%	55.0%以上	48.4%	×
まちづくり協議会やその活動を知っている市民の割合	—	30.0%以上	41.4%	○
子ども・若者から高齢者までの多世代で交流する場が地域の中にあると感じている市民の割合	—	30.0%以上	16.4%	×

成果指標について、全 5 項目中 4 項目（「地域活動が盛んなまちだと思っている市民の割合」「地域のまちづくりにできれば関わりたいが、余裕がない市民の割合」「地域活動に参加している市民の割合」「子ども・若者から高齢者までの多世代で交流する場が地域の中にあると感じている市民の割合」）が目標未達成でした。

地域のまちづくりに、より多くの市民に参加してもらうには、負担を軽減できる組織運営や活動のあり方について研究・提案し、参加へのハードルを引き下げる仕組みや、これまで携わっていない人にも、地域活動に関心を持ってもらい、参加しやすくする仕組みづくりが必要です。

重点推進施策③ 生涯学習によるまちづくり

【取り組み内容】

- ・生涯学習「長良川大学」において、市民の生きがいがいづくりにつながる講座や、まちづくり活動に生かすスキルを学ぶ講座を開催。また、生涯学習で学んだ成果をまちづくりに生かすための情報を提供「長良川大学」を再編し、市民が地域の魅力を発見し、まちづくりを進めるよう下記学部を新設
 - ・地域力創造学部…シビックプライドを醸成
 - ・市民講師養成学部…市民講師として活躍する人材の育成
 - ・地域マネジメント学部…地域団体の運営等に活用できる学びを提供
(DXの推進、「話し合い」の技術、コミュニティビジネスの研究、など)
- ・公民館を教育委員会から市長部局へ移管

【成果指標】

項目	当初値	目標値	実績値	達成状況
生涯学習に取り組んでいる市民の割合	37.3%	40.0%以上	23.6%	×
生涯学習に取り組みやすいまちだと思っている市民の割合	31.6%	35.0%以上	20.1%	×
生涯学習を通して学んだことを地域のまちづくりに生かしたいと思っている市民の割合	—	30.0%以上	35.6%	○
生涯学習を通して学んだことを生かして、地域活動に参加している市民の割合	—	20.0%以上	9.9%	×

成果指標について、全4項目中3項目（「生涯学習に取り組んでいる市民の割合」「生涯学習に取り組みやすいまちだと思っている市民の割合」「生涯学習を通して学んだことを生かして、地域活動に参加している市民の割合」）が目標未達成でした。

市民のまちづくりへの参画意欲を満ちし、協働のまちづくりの担い手を育むためには、自分が住むまちを良くしたい、まちへの愛着や誇りといった意識の醸成が必要です。また、市民が生涯学習で学んだ成果を地域のまちづくり活動を通して社会に還元するといった、地域のまちづくりに生かされるような仕組みを構築していくことが必要です。

重点推進施策④ より良い公共の創出

【取り組み内容】

- ・ NPOと行政による協議の場を随時行ったほか、協働事業提案強化月間（7月）を設け、一斉協議の場を実施
- ・ クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した NPO 法人等応援事業を新たに開始
- ・ 市民活動支援事業の推進
- ・ 岐阜版アダプト・プログラムを推進、アダプトだよりの発行により制度や団体の活動を周知
- ・ 庁内の各部署に市民協働推進リーダーを設置し、リーダーを対象とした研修等を実施

【成果指標】

項目	当初値	目標値	実績値	達成状況
市民、NPO、企業等多様な主体と行政が連携して、地域貢献、社会貢献に取り組んでいると感じている市民の割合	—	40.0%以上	17.6%	×
地域貢献、社会貢献を目的として活動している団体数	—	250 団体以上	260 団体	○

成果指標について、全2項目中1項目（「市民、NPO、企業等多様な主体と行政が連携して、地域貢献、社会貢献に取り組んでいると感じている市民の割合」）が目標未達成でした。

NPOや企業等の活動について、市民へのさらなる情報発信が必要です。また、市職員も常に協働の意識を持っていることが必要であることから、市職員へのさらなる意識づけも必要です。

重点推進施策⑤ 中間支援機能の充実

【取り組み内容】

- ・災害時に迅速かつ円滑に支援活動を行えるように岐阜市社会福祉協議会等と連携
 - ・岐阜市社会福祉協議会と市で、「災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定」を締結
 - ・岐阜市社会福祉協議会、岐阜青年会議所及び市で、「災害時等における協力体制に関する協定」を締結
- ・情報共有会議の開催（岐阜市社会福祉協議会、生涯学習センター及び市民活動交流センター）
- ・市民活動交流センターにおいて、重点推進施策②における取り組みのほか
 - ・市民活動団体の情報交換の場として、「毎月2木集まって情報交換会」を開催
 - ・春と秋の市民自主事業を実施
 - ・市民サポーター組織である「メディコスクラブ」を支援
 - ・チラシの配架やポスター掲示などにより活動情報を発信したほか、印刷機器の貸出や作業、打合せ場所を提供
- ・まちづくりサポートセンターにおいて
 - ・市民活動交流センターと連携し、地域まちづくりビジョン策定支援を含むまちづくり協議会の運営、設立等の支援や人材育成講座等の実施
 - ・コミュニティビジネスの調査研究

【成果指標】

項目	当初値	目標値	実績値	達成状況
市民活動交流センターと岐阜市まちづくりサポートセンターを知っている市民の割合	—	30.0%以上	17.3%	×
市民活動交流センターにおける相談件数	2,802件 (窓口1,863件、 電話939件)	3,000件 以上	3,567件 (窓口2,077件、 電話1,490件)	○
市民活動交流センターの相談対応に満足している団体数	—	50団体 以上	57団体	○
市民活動交流センターにおけるボランティアコーディネート件数	114件	150件 以上	51件	×
市民活動交流センターのつくるスタジオ利用件数	1,498件	1,600件 以上	1,253件	×
市民活動交流センターの利用が団体の活動に役立っていると感じている団体数	—	140団体 以上	59団体	×

成果指標について、全6項目中4項目（「市民活動交流センターと岐阜市まちづくりサポートセンターを知っている市民の割合」「市民活動交流センターにおけるボランティアコーディネート件数」「市民活動交流センターのつくるスタジオ利用件数」「市民活動交流センターの利用が団体の活動に役立っていると感じている団体数」）が目標未達成でした。

協働して社会課題などを解決していくためには、中間支援組織である市民活動交流センター及び岐阜市まちづくりサポートセンターのさらなる周知を図りつつ、相談機能や団体と行政、行政と企業などを結び付けるためのコーディネート機能の強化が必要です。こうした機能の充実には、組織の体制強化も必要となります。

重点推進施策⑥ 自発的なまちづくり活動の醸成

【取り組み内容】

- ・元気なぎふ応援寄附金
「市政全般」、「教育・生涯学習・文化芸術」、「医療・健康・福祉」、「環境・産業・観光」、「市民活動・防災・防犯」の5項目から用途を選択して寄附を受け付けるほか、F C岐阜への支援事業、鶴飼観覧船事業、市民活動支援事業、新庁舎建設事業といった特定の事業に対する寄附も受け付け
- ・広報ぎふに特集記事を掲載し、制度の周知及び寄附金活用事業について紹介
- ・市民活動支援事業に活用するなど、協働のまちづくりに資する施策へ寄附金を活用
- ・新たにふるさと納税ポータルサイトによる寄附や、メルカリ寄附による寄附受付を開始

【成果指標】

項目	当初値	目標値	実績値	達成状況
まちづくり活動に関わりたいと思っている市民の割合	—	80.0%以上	31.8%	×
まちづくり活動に関わっている市民の割合	—	70.0%以上	16.2%	×
元気なぎふ応援寄附金の寄附人数	のべ 863人	のべ 1,000人 以上	548人	×

成果指標について、全3項目中全ての項目（「まちづくり活動に関わりたいと思っている市民の割合」「まちづくり活動に関わっている市民の割合」「元気なぎふ応援寄附金の寄附人数」）で目標未達成でした。

効果的な対応に結び付けていくには、一人ひとりの思いが、まちづくり活動として結実するようなきっかけづくりと継続的な取り組みが必要であり、気軽にまちづくり活動に参加できる環境づくりとともに、自分が住むまちを良くしたい、まちへの愛着や誇りといった意識の醸成が必要です。

重点推進施策⑦ 市職員の社会貢献活動の促進

【取り組み内容】

- ・社会貢献活動のための情報をとりまとめ、庁内イントラネットに掲載
- ・職員の社会貢献活動を後押しする制度を設け、毎年度職員に通知
(ボランティア休暇制度、ボランティア助成、飛び出す公務員認定・表彰制度の新設)
- ・社会貢献活動に積極的に取り組むよう、毎年度職員に通知
- ・新人職員に対し、協働のまちづくりについて研修会を実施
- ・庁内誌において、地域活動に参加している市職員を紹介
- ・庁内の各部署に市民協働推進リーダーを設置し、リーダーを対象とした研修等を実施
- ・新たに地域担当職員制度を設け、市内全 50 地区に 1 名ずつ、地域担当職員（管理職職員）を配置し、地域との情報共有、関連部署への連絡などを行った

【成果指標】

項目	当初値	目標値	実績値	達成状況
まちづくり活動に参加している市職員の割合	—	100.0%	47.6%	×

成果指標（「まちづくり活動に参加している市職員の割合」）については目標未達成でした。

市職員の社会貢献活動への参加を更に進めるうえで、市職員自身の意識の醸成とともに、培った経験を生かし、まちづくり活動に積極的に参加できるよう、様々な情報提供や制度の整備が必要です。

2 岐阜市住民自治基本条例

平成19年3月30日条例第11号

改正 平成31年3月27日条例第20号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 住民自治の基本理念（第4条・第5条）

第3章 市民の権利及び役割（第6条・第7条）

第4章 市の責務（第8条・第9条）

第5章 住民自治の市政運営（第10条－第17条）

第6章 雑則（第18条）

附則

日本のほぼ真ん中に位置し、古来、美濃を制するものは天下を制すると称された要衝の地、岐阜。歴史と文化が息づき、長良川や金華山などの豊かな自然に恵まれた私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって、県都としての都市機能を培ってきました。

私たちは、ここに集い、生まれ、育ち、暮らし、学び、働き、命を育んでいます。

このまちで人生を織り成す私たち一人ひとりが、まちに歴史を刻む主役です。先人から受け継いだまちを守り、育て、地域力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる住み良いまちにして、次の世代へと引き継いでいかななくてはなりません。

そのためには、私たち市民自らが、まちづくりの主権者として、ともに力を合わせていくことが重要です。ここに住民自治の原点があります。

私たちは、人と人のふれあいと多様な個性に満ちた地域を大切にするとともに、市政に参画し、あるいは市民活動を通じて、協働のまちづくりを進めます。

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが郷土への誇りを胸に抱き、より良い公共をみんなで育て上げる住民自治が保障された社会を実現し、もって市民の福祉の向上と持続可能なまちを築くため、私たちは今、ここに岐阜市住民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市議会及び執行機関をいう。
- (3) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、地域等をより良いものとするための取組をいう。
- (4) 市政 市が行うまちづくりをいう。
- (5) 参画 まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。
- (6) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう。
- (7) 住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。
- (8) 公共 公園、道路等の公共空間及び環境、福祉等に関する公益事業等をいう。
(条例の位置付け)

第3条 この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定又は改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。

2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。

第2章 住民自治の基本理念

(基本理念)

第4条 市民は、まちづくりの主権者である。

(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本としてまちづくりを進めるものとする。

- (1) 市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。
- (2) 役割分担及び協働によること。
- (3) 情報を共有すること。
- (4) 人と人のつながりを大切にし、相互理解及び信頼関係によること。
- (5) 地域の特性を生かすこと。
- (6) 広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。

第3章 市民の権利及び役割

(市民の権利及び役割)

第6条 市民は、市政に関して知る権利を有するとともに、広くまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する。

3 市民は、まちづくりに当たっては、互いの権利を尊重し、住民自治に寄与するものとする。

(コミュニティ)

第7条 自治会等一定の地域を基盤として形成されるコミュニティ並びにNPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与するものとする。

2 コミュニティは、その活動内容等を明らかにし、市民の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

3 市民は、コミュニティに対する理解を深め、互いに協働して、まちづくりの推進に努めるものとする。

4 自治会は、相互扶助の精神に基づき、地域住民相互の結びつきを深め、地域住民の福祉の向上を図ることにより、豊かで住みよい地域社会の実現に努めるものとする。

5 地域住民は、自治会への加入及び自治会の活動への参加に努めるものとする。

6 NPO法人及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティ(次項において「NPO法人等」という。)は、その専門性を生かした活動により、豊かで魅力ある社会の形成に努めるものとする。

7 まちづくり協議会(自治会、地域の各種団体、NPO法人等、個人その他の地域の関係者によって構成される組織をいう。以下同じ。)は、地域住民が主体となり地域のまちづくりを展開するため、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりを推進することに努めるものとする。

第4章 市の責務

(市長等の責務)

第8条 市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)は、次に掲げる事項を基本として、住民自治を充実しなければならない。

(1) 組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図ること。

(2) 政策の立案から実施を経て評価に至るまでの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たすこと。

(3) 市民参画の制度の整備に努めるとともに、その周知に努めること。

(4) 市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実に努めること。

(5) 効果的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、より良い公共を創出するため、市民との協働に努めること。

(6) 市政に参画しないことを理由に、当該市民に不利益な扱いをしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりを推進する環境の整備に努めること。

2 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人であって規則で定めるものは、まちづくりに関し前項に規定する趣旨に沿い活動するよう努めるものとする。

(市議会の責務)

第9条 市議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、住民自治の実現に寄与するものとする。

2 市議会は、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。

3 市議会は、市政に対して監視機能、政策立案機能等を発揮し、住民自治の充実に努めなければならない。

第5章 住民自治の市政運営

(基本原則)

第10条 市政は、住民自治の基本理念にのっとり、市民の厳粛な信託のもとに、運営されるものとする。

(市民投票)

第11条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く市民の総意を把握するため、市民投票を実施することができる。

2 市民投票は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て制定された条例の定めるところにより、これを実施する。

3 前項に規定する条例は、投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件、投票の成立要件その他市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

4 市民及び市は、前3項の規定により市民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとする。

(パブリックコメント手続)

第12条 市長等は、市政の基本的かつ重要な政策の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、原則として広く市民等から意見を求めるパブリックコメント手続を実施するものとする。

2 市長等は、前項の規定により提出された意見を考慮し、政策の検討を行うものとする。

3 市長等は、提出された意見の概要及び政策に係る意思決定の内容を公表するものとする。

(審議会等の運営)

第13条 市長等は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部には市民からの公募による委員を選任するものとする。

(協働で担うより良い公共)

第14条 市長等は、公益事業等の充実を図るため、市民と市の協働に努めるものとする。

2 市長等は、より快適な公共空間を創出するため、市民と市の協働による公共空間の管理等の推進に努めるものとする。

3 市長等は、前2項に規定するもののほか、様々な主体が協働してより良い公共を担うための環境の整備に努めるものとする。

(コミュニティとの協働)

第15条 市長等は、コミュニティの活動を尊重するとともに、より活力と魅力及び自治の精神にあふれるコミュニティの形成に向けて、コミュニティ相互の協働、交流及び連携の促進に努めるものとする。

2 市長等は、自治会の重要性を認識し、地域住民の自治会への加入及び自治会の活動への参加がしやすい環境づくり等必要に応じて支援を行うものとする。

3 市長等は、まちづくり協議会が主体的に地域のまちづくりを行うための仕組みづくりを進めるとともに、まちづくり協議会がその機能を強化し、及びその機能をより発揮できるよう支援を行うものとする。

(中間支援機能)

第16条 市長等は、コミュニティ相互をはじめとする市民と市民及び市民と市の協働を促進するため、相互をつなぐ中間支援機能の充実に努めるものとする。

(住民自治推進審議会)

第17条 市長は、住民自治の充実を図るため、住民自治推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとする。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に提言することができるものとする。

4 市長は、この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条、第5条関係）					
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国土利用計画 審議会委員	日額 9,200 円		国土利用計画 審議会委員	日額 9,200 円	
住民自治推進 審議会委員	日額 9,200 円				
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

（施行期日）

- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

3 岐阜市住民自治基本条例施行規則

平成19年3月30日規則第20号

改正 平成20年3月31日規則第7号

令和2年3月30日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市住民自治基本条例（平成19年岐阜市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出資法人等の範囲)

第2条 条例第8条第2項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる者とする。

- (1) 市の出資する法人で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7第1項に規定する法人
- (2) 前号に掲げる法人のほか、市が財政的援助を与えている法人のうち市の施策及び住民自治の充実に深く関与しているもので別に定めるもの

(推進審議会の委員)

第3条 条例第17条に規定する住民自治推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民代表
- (2) 市民活動団体代表
- (3) 学識経験者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働推進部市民協働推進政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第5号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

4 社会背景の変化と地方分権改革の進展

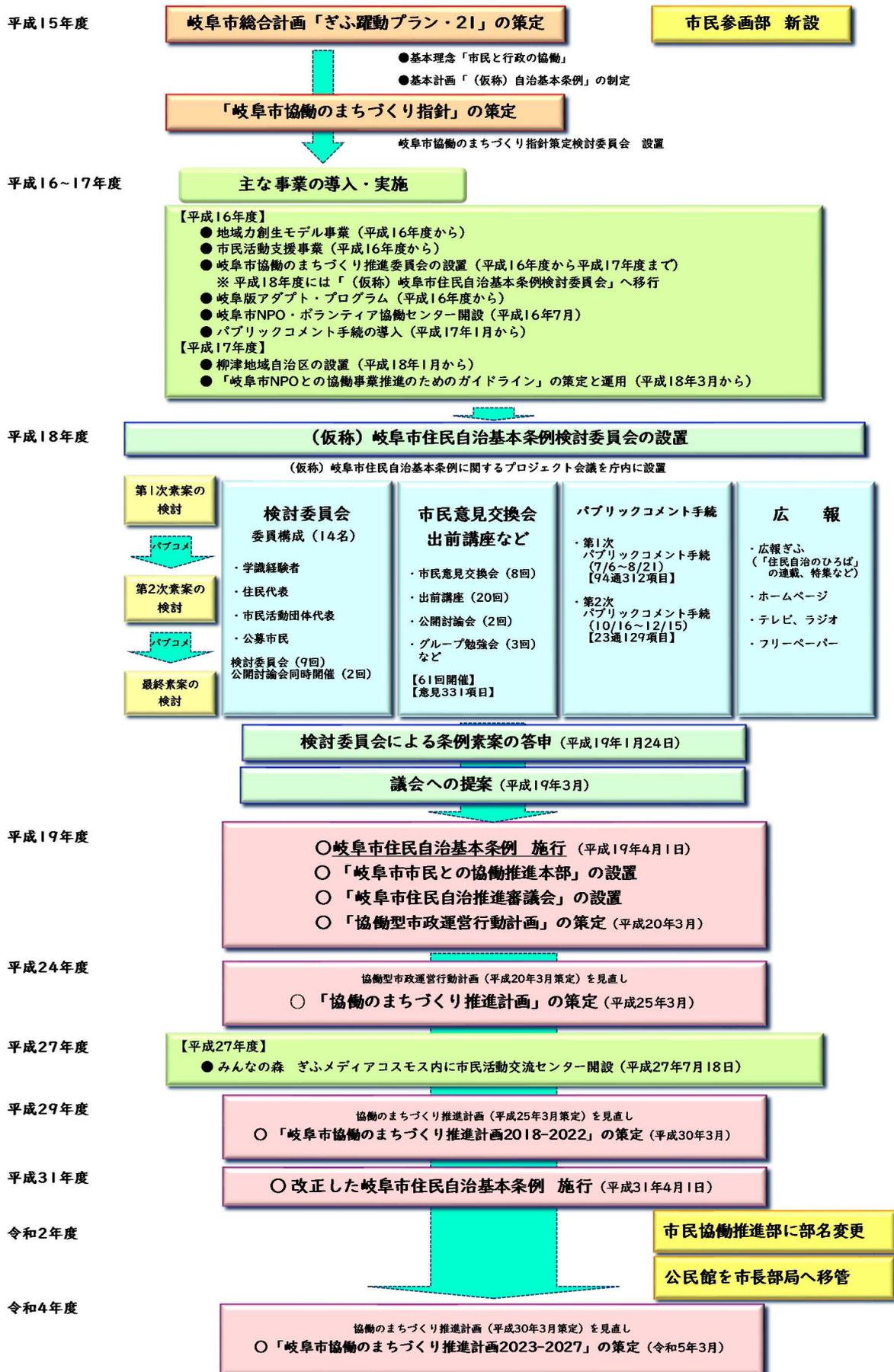
時期	社会背景	地方分権改革の動向
昭和55年(1980年)	<ul style="list-style-type: none"> 核家族化が進行(1955年に三世帯同居と同程度(45.4%)であったのが、この年は60.3%に) 	
平成7年(1995年)	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災で、ボランティアが活躍。わが国における「ボランティア元年」とも言われる。 地震が発生した1月17日は、後に、「防災とボランティアの日」と定められる。 	地方分権推進法施行 <ul style="list-style-type: none"> 地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、総合的に推進することを目的とする時限立法(平成13年7月失効)
平成9年(1997年)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止京都会議(第3回気候変動枠組条約締結国会議)で「京都議定書」策定 ナホトカ号重油流出事故で、多数のボランティアが回収作業に参加 	
平成12年(2000年)	<ul style="list-style-type: none"> 単独世帯の増加(1980年に18.1%であったのが、この年は24.1%に) 	地方分権一括法施行 <ul style="list-style-type: none"> 地方と国を対等の関係に位置づけ、市町村への権限移譲・拡充を図ることを目的に、機関委任事務制度や通達を廃止
平成14年(2002年)	<ul style="list-style-type: none"> 「骨太の方針2002」で、三位一体の改革方針が打ち出される。 「市町村の合併の特例等に関する法律」が制定される。 平成の大合併により、1999年3月末で全国に3,232あった市町村が、2007年度中に1,800を割る見込み 	
平成15年(2003年)		第27次地方制度調査会が「今後の地方自治制度のあり方」について答申 <ul style="list-style-type: none"> 今後の地方のあり方に関して、「補完性の原則」の考え方にに基づき、住民に最も身近である「基礎自治体優先の法則」の実現、「団体自治」のみではない「住民自治」の充実、「新しい公共空間」の形成が盛り込まれる。
平成18年(2006年)	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少に転ずる。(国の合計特殊出生率は1.32に) 	
平成19年(2007年)	<ul style="list-style-type: none"> 平均寿命の延伸、高齢社会の一層の進展 国の債務残高が過去最高(836兆余円)に 	地方分権改革推進法施行 <ul style="list-style-type: none"> これまでの法律の成果を踏まえ推進計画を策定するなど、さらに施策の推進を図るもので、第二期地方分権改革スタートとして位置付けられる。 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」 <ul style="list-style-type: none"> 地方分権改革推進法に基づき設置された地方分権改革推進委員会がまとめたもので、今後これに基づいて検討を進め、地方分権改革推進計画、地域主権推進一括法案を3年以内に国会に提出するとされた。 「経済財政改革の基本方針2007年」 国が地方に押し付けるという国と地方の関係を見直し、「地方が主役の国づくり」を目指すとしている。
平成20年(2008年)	<ul style="list-style-type: none"> リーマン・ブラザーズの経営破綻に端を発した世界同時不況が起こる(リーマン・ショック)。世界的金融危機が発生し、世界各国の経済に深刻な影響 日本経済にも大きな影響をもたらす、派遣切りなど雇用不安や貧困が社会問題化 	

時期	社会背景	地方分権改革の動向
平成21年(2009年)	<ul style="list-style-type: none"> 第45回衆議院議員選挙が行われる。 その結果、民主党を中心とした新政権が誕生 	<p>地域主権戦略会議 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域主権を早期に確立する観点から、地域主権に資する改革に関する施策を検討、実施するとされた。 <p>地方分権改革推進計画 策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付の見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制について取組を推進する。
平成22年(2010年)	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい公共」円卓会議が設置されるなど、市民・NPO・企業などが積極的に公共サービスの提供主体として活動する「新しい公共」のあり方について国の議論が進められる。 	<p>地域主権戦略大綱 策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とし、その中でも住民に身近な基礎自治体を重視している。
平成23年(2011年)	<ul style="list-style-type: none"> 東北地方沖で起きたマグニチュード9.0の大地震による東日本大震災が発生。死者・行方不明者・負傷者合わせて2万人を超える人的被害を出し、避難者数は30万人以上に及ぶ。 未曾有の大災害の中で、福島第一原子力発電所の事故により近隣県の住民生活に多大な影響 ギリシアの債務危機が表面化し欧州経済全体に影響、EUからの支援が検討される。 	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月に成立した第1次一括法では、地方分権改革推進計画(H21.12.15閣議決定)を踏まえ、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を図り、関連法律(42法律)の整備を行うこととされた。 <p>第2次一括法成立</p>
平成24年(2012年)	<ul style="list-style-type: none"> 長期債務残高が国と地方の合計で約940兆円、対GDP比196%(財務省推計:平成24年度末見込み)に達する。 財政再建に向け、社会保障と税の一体改革の中で消費税の増税が国の大きな課題とされる。 	
平成25年(2013年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際通貨基金による日本経済に関する2013年の年次審査報告書で、アベノミクスにより景気見通しが「著しく改善している」と評価 国債や借入金、政府短期証券の残高を合計した「国の借金」が1,000兆円を突破 	<p>地方分権改革推進本部 設置</p> <p>第3次一括法成立</p>
平成26年(2014年)	<ul style="list-style-type: none"> 消費税が5%から8%に増税 	第4次一括法成立
平成27年(2015年)	<ul style="list-style-type: none"> 公職選挙法の改正により、投票権の年齢が18歳以上に 持続可能な開発目標SDGsが国連サミットにて採択 	第5次一括法成立
平成28年(2016年)	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県でマグニチュード7.3の大地震、熊本地震が発生 18歳選挙権に関連する公職選挙法が6月19日に施行、18歳から選挙投票が可能となり、要件を満たす現役高校生も投票可能となる。 	第6次一括法成立
平成29年(2017年)		第7次一括法成立
平成30年(2018年)	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部地震が発生 平成30年7月豪雨(西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨) 平成30年北海道胆振東部地震が発生 	第8次一括法成立
令和元年(2019年)	<ul style="list-style-type: none"> 令和に改元 憲政史上初の生前退位 消費税が8%から10%に増税 	第9次一括法成立
令和2年(2020年)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症が全世界で大流行 令和2年7月豪雨(九州で記録的な大雨が発生し、球磨川など大川での氾濫が相次いだ) 	第10次一括法成立
令和3年(2021年)	<ul style="list-style-type: none"> 7月1日から3日の東海地方と関東地方名南部を中心とした大雨。静岡県熱海市で土石流が発生 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会開催 	第11次一括法成立

5 地域の各種団体

団体の種類	団体名	主な活動内容
住民自治関係の 各種団体など	自治会連合会 まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が安全・快適に生活できる環境を作り出す自治活動を展開 ・地域の各種団体が参加・連携して協議し、地域の課題や特性・資源を見つけ、地域のまちづくり活動を展開
社会福祉関係の 各種団体など	社会福祉協議会支部 日本赤十字社 岐阜支部岐阜市地区 岐阜県共同募金会岐阜市支会 地区民生委員・児童委員協議会 地区老人クラブ連合会 母子寡婦福祉連合会 身体障害者福祉協会支部 遺族連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉や在宅福祉サービス事業を中心に活動 ・災害救護活動をはじめ医療や奉仕活動など ・赤い羽根共同募金運動や歳末助け合い募金運動を推進 ・相談事業、ひとり暮らし高齢者への声かけ、子育て支援事業など ・高齢者の健康増進や生きがいづくり活動など ・母子家庭及び寡婦の支援など ・身体障がい者への相談対応、福祉サービス情報の提供など ・慰霊事業や遺族処遇改善運動事業など
防災関係の 各種団体など	地区自主防災組織 消防団 市民消防隊 女性防火クラブ 少年消防クラブ 水防団	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の相互応援、自主防災組織の災害対応能力の向上など ・消防活動、防災活動など ・耐震性貯水槽等を活用し、災害時の初期消火や生活用水の確保など ・安全なまちづくりにおける住宅防火対策の推進など ・火災予防の啓発、火災予防に対する正しい知識と技術の習得など ・洪水に対する警戒、訓練、地域の水災防止に関した活動など
防犯・ 交通安全関係の 各種団体など	地区防犯連絡協議会 地区交通安全女性 交通安全協会支部	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全活動の普及、地域の安全に関する意識の高揚など ・幼児や高齢者などへの交通安全指導、交通安全行事への参加など ・交通安全思想の普及宣伝、交通事故防止対策の推進など
環境美化関係の 各種団体など	都市美化推進連絡協議会支部	<ul style="list-style-type: none"> ・地域清掃活動、美化活動など <p>【5・3・0（ごみゼロ）運動 [5月]、クリーンシティぎふの日運動 [11月]】</p>
基盤整備関係の 各種団体など	岐阜治水会 長良川橋梁架設推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・長良川及び支派川の改修の促進など ・長良川橋梁架設事業等に関する情報収集、調査・研究など
青少年教育関係の 各種団体など	子ども会育成会 青少年育成市民会議 コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達に不可欠な仲間・集団での活動や体験の場提供など ・青少年の健全育成と非行防止活動など ・地域住民、保護者、学校関係者が地域に根差した学校づくりのあり方を協議し、地域資源・人財を活用した授業や学校と一体となった地域行事の取り組みなど
社会体育関係の 各種団体など	スポーツ推進委員 体育振興会 スポーツ少年団	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツの推進、地域の自主的なスポーツ事業の開催など ・地域市民運動会や地域スポーツ行事の開催、生涯スポーツの普及など ・スポーツ活動を通じた青少年の健全育成など
社会教育・ コミュニティ・ 人権・食育・ 統計関係の 各種団体など	公民館運営委員会 女性の会 小学校・中学校PTA 視聴覚クラブ等 コミュニティセンター運営委員会 地域人権教育推進委員会 保護司会 食生活改善推進協議会 統計協会	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館活動（運営）の円滑な実施など ・女性の教養向上、家庭生活充実、地域社会発展など ・児童・生徒の健全な育成のための研修会等の開催、情報交換など ・視聴覚教育の調査研究、生涯学習視聴覚教育の推進・啓発など ・コミュニティセンターの管理運営、施設利用サークルの育成など ・人権意識の高揚、人権教育事業の取り組みなど ・罪を犯した人の更生支援、犯罪予防の啓発活動など ・食を通じた健康づくりなど ・統計調査の円滑な実施など

6 岐阜市協働のまちづくり推進計画 2023-2027 策定までの経過

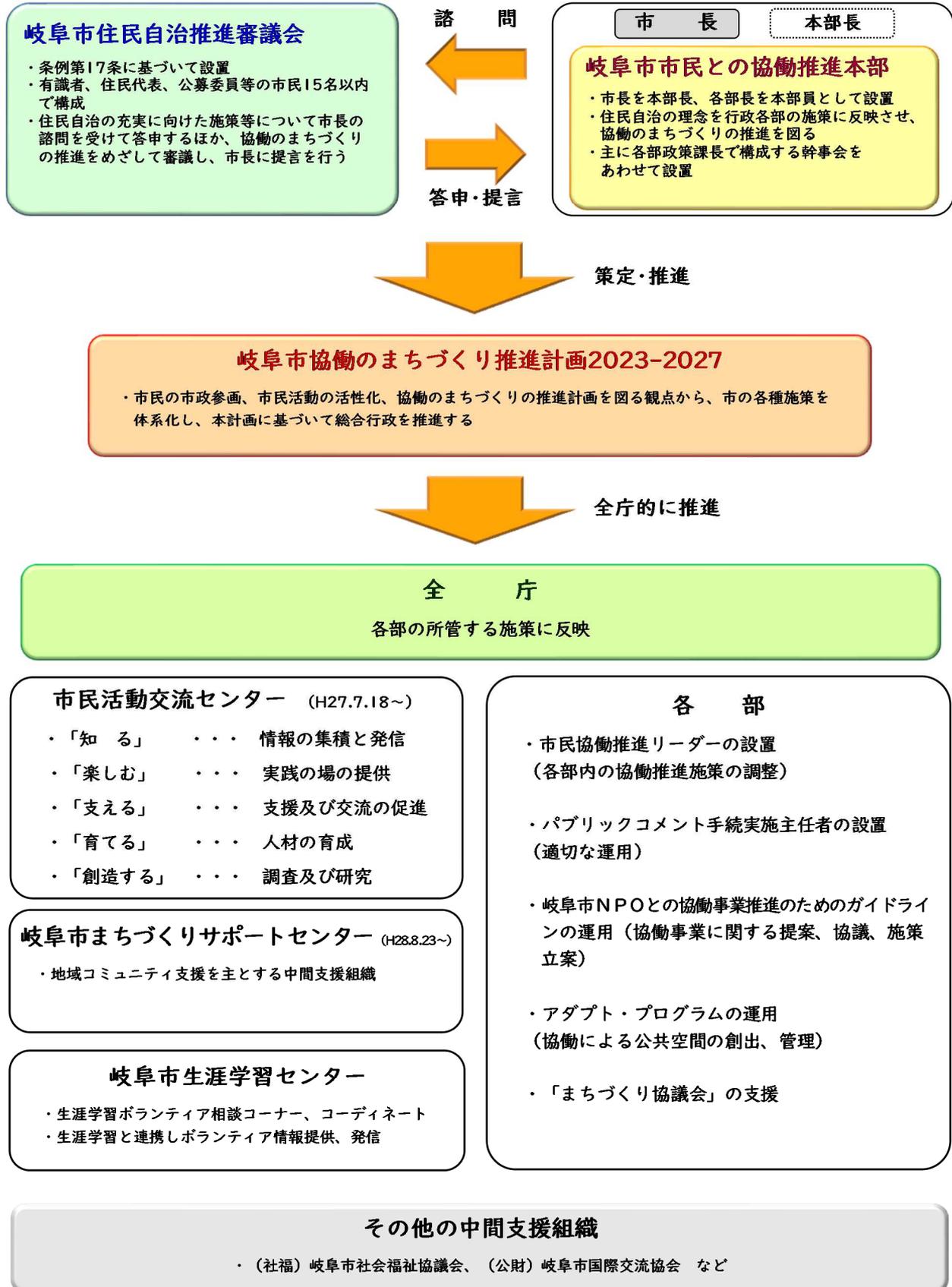


7 岐阜市協働のまちづくり年表

年度	協働のまちづくり 市政運営			
	全体	重点推進施策		
		①市民の市政参画手法の積極的な運用	②地域との協働	③生涯学習によるまちづくり
～ H14				H8 ・生涯学習都市宣言
H15	・市民参画部新設 ・岐阜市協働のまちづくり指針策定			
H16	・岐阜市協働のまちづくり推進委員会設置（～H17）	・パブリックコメント手続（～現在）	・地域人材養成支援研修 ・地域内情報誌発行モデル事業 ・地域力創生モデル事業（～H18）	
H17				
H18	・（仮称）岐阜市住民自治基本条例検討委員会 ・（仮称）岐阜市住民自治基本条例庁内プロジェクト会議 岐阜市住民自治基本条例制定			
H19	・岐阜市住民自治推進審議会設置（～現在） ・岐阜市市民との協働推進本部設置（～現在） 協働型市政運営行動計画策定		・まちのちからステップアップ事業 ・地域に息づく！スローライフ発見活用事業（～H20）	
H20			・地域力創生事業（～現在）	・地域課題解決入門講座 ・団塊の世代のための市民講師養成講座 ・セカンドライフの居場所づくり事業 ・協働のまちづくりの担い手育成（～現在）
H21				
H22		・岐阜市住民投票制度研究会設置（～H24）	・ソーシャル・キャピタル研究（ソーシャル・キャピタル推進事業）（～H26）	
H23				
H24	協働のまちづくり推進計画策定			
H25		・市政参画手法活用研究会		
H26				
H27				
H28				
H29	岐阜市協働のまちづくり推進計画2018～2022策定		・地域まちづくりプレイヤー登録制度（～R2）	
H30		・大学のゼミでパブリックコメント手続案件をテーマとしたワークショップ開催（～現在）		
R1	岐阜市住民自治基本条例改正		・自治会加入促進のため岐阜市自治会連絡協議会、公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部及び岐阜市による協定を締結	
R2	市民協働推進部に部名変更		・公民館を教育委員会から市長部局へ移管	
R3				・生涯学習「長良川大学」の再編によるシビックプライドの醸成

協働のまちづくり 市政運営			
重点推進施策			
④より良い 公共の創出	⑤中間支援機能の充実	⑥自発的なまちづくり活動に つながる意識の醸成	⑦市職員の社会貢献 活動の促進
	H11 ・ボランティア相談コーナー開設 H13 ・岐阜市生涯学習センター開設 ・ぎふまちづくりセンター設立		
・市民活動支援事業（～現在） ・岐阜版アダプト・プログラム （～現在）	・岐阜市NPO・ボランティア協働 センター開設		
・「岐阜市NPOとの協働事業推進 のためのガイドライン」策定 （「協議の場」開催） （～現在）			・市民協働推進連絡会設置 （～現在） ・市民協働推進リーダー設置 （～現在）
		・元気なぎふ応援基金創設 （～現在）	・市職員の社会貢献活動の促進 （研修等）（～現在）
		・岐阜版ソーシャル・プロモー ション（～H24）	
	・ぎふまちづくりセンター解散		
	・岐阜市NPO・ボランティア協働 センター閉鎖 ・市民活動交流センター開設		
	・岐阜市まちづくりサポートセン ター設立		
			・飛び出す公務員認定、表彰制度 の開始（～現在）
・クラウドファンディング型ふる さと納税を活用したNPO法人等 応援事業を開始（～現在）			・地域担当職員を配置（～現在）

8 岐阜市協働のまちづくり推進計画 2023-2027 の位置付けと計画の推進体制



9 用語解説

	用語	解説
あ	アダプト・プログラム	アダプト・プログラムは、1985年、高速道路での散乱ごみ問題が深刻化するアメリカのテキサス州で生まれました。アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、そこから転じて、公共空間を住民の皆さんが養子のように愛情をもって面倒をみるというものです。継続的に公共空間の美化活動を進めるため、活動団体と行政が覚書を結び、このことを広く知らせ、あわせてポイ捨てを防止するために看板（サインボード）を行政が設置しています。
か	協働	地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、そして市民と行政がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいいます。
	コミュニティ	多様な生活形態を基礎として形成されるまとまり・結びつきのひろがり。住民一人ひとりのつながりに始まり、地縁による「地域型コミュニティ」、特定のテーマを持った「目的型コミュニティ」などがあります。
	コミュニティビジネス	地域の人々が中心となり、地域に根付いた市民サービスや社会サービス事業を展開することで、ビジネス的手法により地域課題を解決していこうとする取り組み。
さ	参画	まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいいます。
	シビックプライド	これまで積み重ねてきた市の歴史や伝統、文化、風土、あるいは先人の営みなどを大切にしながら、市民一人ひとりがこれからも岐阜の地で楽しく豊かに暮らし続けていくための原動力となる、まちへの愛着や誇り、まちに主体的に関わろうとする想い。
	住民自治	住民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいいます。
	生涯学習	人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習。
	小規模多機能自治	概ね小学校区などの範囲において、その区域内に住み、又は活動する個人、地縁型・属性型・目的型などのあらゆる団体等により構成された地域共同体が、地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を増進するための取り組みを行うことをいいます。

	用語	解説
た	中間支援機能（組織）	地域の市民活動団体の育成やネットワーク形成などを目的とし、まちづくりに関する情報収集・発信、まちづくりのコーディネート、行政との調整などといった中間支援を担う機能（組織）。
は	パブリックコメント手続	市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容等を公表し、広く市民等から意見を求める方法です。提出された意見については、その概要及びそれに対する市の考え方を公表するとともに、意見を参考にして意思決定を行っていきます。
	ボランティア	自発的な意思と自己責任に基づく非営利の社会貢献活動、又はそうした活動を行う人・団体をいいます。
ま	まちづくり	市民生活に係る様々な分野において、地域等をより良いものとするための取り組み。
	まちづくり協議会	自治会、地域の各種団体、NPO法人等、個人その他の地域の関係者によって構成され、地域の特性を生かして、住民主体でまちづくり活動を展開していくための、地域コミュニティの相互協力・連携の仕組み。 市内 50 地区の自治会連合会の単位において、地域のまちづくりを総合的に進める組織として、市が認定します。
英数	DX	デジタル化により、これまでのサービスや仕事の仕方を変革し、新たな価値を創出するとともに、組織文化や社会の仕組みを変革することをいいます。
	NPO	主体的なまちづくりに取り組んでいる多くの市民団体を総称して NPO といいます。 NPO とは、非営利組織（Non-Profit Organization）の頭文字をとった言葉です。主として特定の社会課題の解決を目的とした活動を行う団体で、このうち、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づいて認証を受けた団体が NPO 法人です。
	SDGs	2015 年 9 月に全 193 の国連加盟国の合意によって決められた 2030 年を達成の期限とする国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残されない」ことを誓っています。

岐阜市協働のまちづくり推進計画 2023-2027

令和5（2023）年3月発行

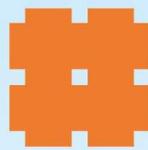
岐阜市 市民協働推進部市民協働推進政策課

〒500-8701 岐阜県岐阜市司町 40 番地 1

電話番号 : 058-214-4865（直通）

ファックス : 058-265-8665（専用）

E-mail : kyoudou-sei@city.gifu.gifu.jp



Gifu City